

# 令和7年第4回定例会議事日程（第3号）

令和7年12月10日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

新保 祐介 議員

丸谷 宏一 議員

角畑 正数 議員

向野 倍吉 議員

岸本 加代子 議員

令和7年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和7年12月10日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月10日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一  
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦  
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子  
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡  
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	子育て健康課長 吉富あいあいセンター所長	梅林 正典
副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	守口 元子
未来まちづくり課長 危機管理室長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	南 博己	会 計 管 理 者 検査会計室長	奥本 恭子
税 務 課 長 ふるさと納税推進室長	岩井 保子	吉富保育園長 吉富幼稚園長	高尾 広篤
福祉保険課長	友田 哲也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中家 立雄
書 記	川端 晃輔
書 記	福元 陽香

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、太田議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿ってお願いします。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するように重ねてお願い申し上げます。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） おはようございます。議席番号1番、新保でございます。通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、農業振興地域制度の在り方と土地利用の公平性についてお伺いします。

全国的にも農業振興地域というのがあるんですけども、吉富町にある農業振興地域は、いつどのようにして線引きされ、その線引きの見直しはしているのでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） お答えいたします。

農業振興地域制度は、昭和30年代後半から高度成長に伴う農用地をめぐる厳しい情勢、人口・産業の急速な集積や交通網の整備、市街地の無秩序な拡大や拡散などを受けて、農業全域を保全・形成し、農業投資を計画的に行うため長期的な土地利用制度として、昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律（農振法）が制定されたことにより我が国で始まりました。

吉富町では、昭和48年10月に農業振興地域が指定され、昭和49年3月に吉富町農業振興地域整備計画について、福岡県知事の認可を受けました。

線引きにつきましては、農業振興地域の指定当時に272ヘクタールあった農地のうち、集落

区域約31ヘクタール及び自然的条件から見て、農業近代化を図ることが相当でない約16ヘクタールを除く225ヘクタールについて農用地区域を指定しています。この内訳は、田189ヘクタール、畑36ヘクタールとなっています。

線引きの見直しについては、所有者から宅地へ転用したいなどの理由により、農用地区域からの除外の申出を基に、年2回見直しをしています。

農用地区域からの除外申請については、申請地について、除外申請後の転用の計画も含めたところを、福岡県と事前協議により、除外後の周辺農地に影響を及ぼすことがないと認められた場合、年2回開催されます吉富町農業振興地域整備促進協議会において、農用地利用計画の変更について承認された後、県知事の同意を頂いております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 御説明ありがとうございます。この今説明していただいた線引きは、昭和48年を起点にということで、49年か、というような、もうほぼ50年が経過するところでございますけれども、当時と現在では農家の実態とか担い手、農業構造が変わっていますけれども、こうした世代交代、経営実態の変化など、どの程度この線引きに反映、今しているのでしょうか。お答え願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 農地につきましては、世代交代など人の動きなどによって農振地域から除外は認めることができません。あくまで所有する土地、農地が優良な集団の農地であるかないかが判断基準となります。農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、国・県が農振地域の目標面積を定め、農用地を確保するよう努める責務があると定めております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。ところが結構、町のそれは多分基準というか、絶対こうしなくちゃいけないとか、そういう要素とかっていうのは何かあるんですか。ちょっと僕が今あんまりちょっとさっき理解できなかったんですけども、この辺の守らなきゃいけないところがあつたりするんでしょうか。そういった線引きというか、ちゃんとこう明確に、今言いにくいですけど、今の話だとここがもう決められていますということが上がっていますが、これを多少ずらすとか、そういったことっていうのはできるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 線引きにつきましては、農用地の整備計画を定めるときに区域を設定しておりますので、この除外申請につきましては、県知事の同意も必要であります。また、

農地の転用につきましても、県知事の許可が必要でありますので、町の裁量でこの線引きを議員の言われるようなところで変更するということはできかねます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。

では、次の2番目の質問のほうに参ります。農業振興地域として、絶対的な土地の確保がこう考えると必要なのかなという気もしていますが、あるいはこの確保しようというところで、先ほどの答弁でいうと年に2回見直しをしているということでもありますけれども、面積を守らなきゃいけないというその基準というのはあるんでしょうか。また、その面積というの誰がどのようにして農業振興地域を吉富の中で決めているんでしょうか。お答え願います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 農業振興地域として確保しようとする面積の基準については、令和2年12月に農林水産大臣が公表しました農用地の確保等に関する基本方針の中で、令和12年の農用地区域内農地の目標面積を、全国では397万ヘクタールとして定められています。また、都道府県も国の基本方針に基づき、方針を定めています。

福岡県の基本方針では、令和12年の目標面積は、6万8,500ヘクタールとなっております。市町村は農業振興地域整備計画を定めることとなっております、目標面積の設定はございませんが、農業振興地域整備計画の中で農用地225ヘクタールについて、農用地区域を設定し確保することと定めております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。というのは、数値でこの全国平均が397万ヘクタールですか、県でいうと6万8,500ヘクタール、吉富町が225ヘクタールということでもありますけれども、これは目標面積ではないということでもありますけれども、例えばそうすると、僕はこれをなくせということじゃなくて制度としてちょっとお伺いしたいんですけど、例えば100ヘクタールにしますとか、そういうことになっていいのかということになんですけど、町として最低限で守るべき農地面積というのを独自の判断とかって持っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 吉富町の農地は、国の方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて必要な農用地の確保を図る必要があるため、農業振興地域整備計画を定め、農用地区域を設定しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） これはそうすると国が指定しているからこの面積を守らなきゃいけないということなのか、それとも町独自の裁量によってこの土地の面積を守らなきゃいけないということなんでしょうか。どちらなんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 国の方針に基づき、町も農地を確保するということがありますので、その法律に基づいたことをやっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 単純にお伺いしたいのは、結局国が決めた、県が決めたということではない……。

○議長（山本 定生君） 新保議員、もう3問いってますけど。

○議員（1番 新保 祐介君） じゃあもうまとめます。

○議長（山本 定生君） はい。

○議員（1番 新保 祐介君） という事なので、これはだから国が決めたわけではなく、町が決めたということになるのかなというふうにして僕は判断しているのですが、225ヘクタールということだったんですけど、それを減らそうが減らすまいが町の裁量なのかなという気はしておりますが、そうしたら次の質問にちょっと参ります。

後継者不足で農地を宅地や店舗に転用したいができないといった声が私のほうにも来ておりまして、現代的な課題に対する制度運用の方向性についての所見をお伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 町の窓口におきましても、御自身の農地の農振除外申請について相談を受けることがございます。農用地区域からの除外は、幾つかの除外要件を全て満たさなければ認められません。これは、農業振興地域の整備に関する法律並びに農振法に基づくもので、ともに優良農地の確保及び無秩序な土地利用に対する規制を趣旨とする法律となっております。法律に沿った事務を行うことは、第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略において目標としている本町の優良農地の確保にも配慮しながら、土地利用の整序、集約化を推進することに合致すると考えております。

また、農業者の方には不利な面ばかりではなく、国・県からの農産物の作付に対する様々な補助金支援がございます。

吉富町では、町独自の補助事業であります振興作物推進事業として、町が作付を推奨する園芸

品目を生産する際に対し、3分の2の補助をする事業がございます。

大規模に集約化された農地内に農地を所有される方には宅地化に当たっては不自由を強いる形となりますが、御理解のほどお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今おっしゃられた宅地化に対する考え方なんですけれども、先ほど述べていました農業振興地域というのは法律で定められているという、町のルールではない部分もあるんですけれども、農地以外で要はほぼ禁止されている区域と聞いております。つまり農地というものに完全に縛られているということでは宅地化はできないわけなんですけれども、これは例えばほかの田んぼとか、最近、今吉とか直江の奥のほうとか、そういったところを見ると家が宅地化になったりとかしておりますけれども、そういったことでいうと農振の場所とそういったところの土地利用の格差というものがあるんじゃないかなという気はしているんです。要はやめた後を考えたら、そこはちゃんと利用してくれるかどうかは分からないですし、適用できるかどうか、やめたいけどやめられないとか、いろんなところで不都合なことがありそうな気はするんですけれども、そういったこの線引きが生む格差というものをどのように認識しているか、ちょっとお答え願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） この農用地区域の設定につきましては、議員が言われる格差があるということは、致し方ないことだと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 致し方がないということで、線引きがもうそういうことになっているんだから仕方がないんですけれども、例えば農振の方々にもそういう不都合があった場合は土地の交換みたいなことだったりとか、もしくはもうちょっと手厚い何かを優遇するとか、そういった考え方があってもいいのかなという気はするんですけれども、せっかく自分が代々継いできた家で土地もあるのにそこで何もできないみたいなことっていうのは、ちょっと言い方は悪く言えば不公平な感じもするし、もうちょっと何かやってあげることができないものなのかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議員がおっしゃることも分かるんですが、先ほどの答弁のように、都市計画で無秩序な開発を防ぐというところと、農家さんが一番大切にしていることは、無秩序に開発が進んでしまうと、防除、消毒するときもなかなかできないです。非常に農業の効率が悪

い、産業の育成という面もありますし、国が定める食料自給率、それはもう行政としての務めです。我々も国に準じて、町も町民の方、国民の方が安心して食料を受給できるようなものに確保しなきゃいけない、その考えが基本となってこの農振法ができております。農振法で確かに線引きはできてはいるんですが、これをもし外せない・外せるといったとき、その区域に入っていないところであっても、農地法というのがございます。農地法でその農地が1種、2種、3種農地、集団的な農地というのが1種農地に指定されているんですが、それはなかなか外すことが困難なんですね。だから仮に農振法の区域を見直しをしたとしても、その次に転用の手続きをしないと開発はできないので、農地法というものの枠がかかっています。なので、さっきは格差があるとおっしゃったんですけど、実際は農地法がかかっているんで、そこまでの、農地法も全ての農地に対してかかっておりますので、そういう面でいうとそんなに格差がない。どちらにしろ農地法の網を外さないと転用まではできないということになります。仮に北山地区工業団地を進めようと、町としてもあの地域の方の声を伺いながら進めようとしているんですが、そこは特別法という法律があります。農振はかなりきつい法律なんですけど、それに特別法で農産法という法律に基づいて、企業からの申出があって実施計画ができて、その計画が国に認められればかなりの面積のところを農振除外ということもできますので、やり方としては全てできないというわけではないです。ただ、しっかりした線引きに基づいてやらないと、無秩序な都市開発をしようとする農家さんも困ってしまいますし、そこに住む方も困る。やはり今ある用途地域で空き家も多いですし、そこからまずはしっかりと住宅が建設できるような、促すようなこととするというのが行政の務めだと思っています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 御親切にありがとうございます。僕自身、これなくしたいとか、農振の地域を潰したいとかそういうことではなくて、持っている方々がやめたいけどどうするのとなったときに、その場所というのは宅地としては使えないわけですから、いわゆる形が悪いかもしれないけど（ ）農業に使ってくださいという話になりかねない。でも誰もやってくれないとかいろんな話があると思いますし、土地としてはずっと固定資産税を払わなきゃいけないとか、草刈りしなきゃいけないとか、そういったことも出てくると思うので、いわゆる逃げられない土地になっちゃっているんじゃないかなということで格差があるんじゃないかと僕は思っているんですね。なので、そういったことで何らかのことを考えてほしいなと思っておりますけれども、なかなか法で縛られたり、国がということであるならば、それは仕方がないのかなという気はしますが、今後の農家の方々がどの程度残っていくかにもよるんですけども、そういったことも踏まえて、これは町の方針になるかもしれませんが、ちょっと考えていただけたらと思いま

す。

では、2番目の質問に参ります。今回、これは農家を守るための未来の農業の政策についてお伺いしたいんですけれども、1番、国のコメ政策が混沌としていますよね。今年5キロが大体5,000円ぐらいで取引されて販売されたりとかしているんですけれども、吉富町の今年の収穫量というのは増量していたのか教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 本年度における米の収穫量についてお答えいたします。

収穫量につきましては、JAと農業改良普及センターに問い合わせたところ、吉富町単独の収穫量は把握しておりませんが、1反当たりの収穫量について教えていただけましたので、お答えします。

昨年度は1反当たりの収穫量は約7俵でありましたのに対し、今年度は1反当たり約9俵の収穫が得られ、米の等級も昨年と同様の2等であり、豊作傾向とのことでした。豊作の理由としましては、天候が良好で、生育期間を通じて大きな害虫被害もなかったことが増収の要因と考えられるそうです。

以上のことから、吉富町において米の収穫量は、昨年より増加した傾向にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 非常によろしい、気候にも恵まれたということで大変ありがたいお米の情報でしたけれども、今回、2番目のほうの質問に参りますが、農用地域内の農地を持つ農家さんに対して農地維持を支援するための取組とかというのはございますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 農地維持を支援するための取組として、様々な理由により耕作ができなくなった農家の方が、自身の農地をほかの農家の方が耕作管理を行う利用権を設定する利用権設定促進事業がございます。利用権設定促進事業では、農地法に基づいて、貸し手と借り手双方が契約により利用期間、賃借料などを設定する事業です。

現在、この利用権設定を継続されている貸し手の農家の方は約400名、農地は約1,300件あります。農家全体は約600人でありますので、約6割の方が農地を貸している状況です。また、維持管理を行っている受け手の農家の方は約40人です。

この利用権設定促進事業は、令和7年4月から法律が改正され、現在は、農地の貸し借りにつきましては、公益財団法人福岡県農業推進機構が行う農地中間管理事業を通じた契約に一本化されることとなりました。この農地中間管理事業は、福岡県農業推進機構が農地の貸し借りの仲介

役を担う事業であり、仲介役が入ることにより、農地の貸し手と借り手の契約の調整がスムーズにでき、認定農家への農地の集約や耕作放棄地の発生防止にもつながります。

この新制度の開始後、本町では新たに貸し手30人、借り手13人、52件の農地の契約が締結されたところでございます。

今後も、農業推進機構を活用した農地の集約化を進めながら、農地の維持・確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） この法律で定めた農地中間管理機構の活用ですけれども、吉富町が利用するというので、利用の貸し手側も増えて、借り手側も増えているということですが、例えば、制度の話でごめんなさい、貸しますよというふうになった場合、それはそこから手離れて、その管理機構が面倒を見るということになるんですか。例えば草刈り含めたりとか、そういったところってどうなっているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 中間管理機構につきましては、間の仲介役であり、農地の管理自体は受け手側の農家の方が管理をするというところでございます。貸し借りの仲介をするところが中間管理機構です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。要は貸す側が面倒を、自分たち結局見ていなきゃいけないということですよ。受け手側がいるとは限らないわけじゃないですか。この場合、Aさんがここに登録します。でもここは借りられません。しばらく借り手がいませんとなったらここは誰が管理するのか、この土地はということなんです。そこを聞きたいんですけど、いいですか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 借り手のいない農地の管理ということでよろしいでしょうか。

○議員（1番 新保 祐介君） 貸したいんだけど、受け手がいない。

○議長（山本 定生君） 挙手をして。

○議員（1番 新保 祐介君） すみません。

○地域振興課長（守口 元子君） それにつきましては、町では担い手協議会や認定農家の協議会もあります。その農家の方が集約した農地を今後営農していこうというところもありますので、そういったときは町が間に入りまして、その認定農家の方へお願いをするという方法もあります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 今の答弁で分かった。

○議員（1番 新保 祐介君） いや、分かんないから、ちょっと質問の……。

○議長（山本 定生君） ごめんなさい。多分質問の趣旨がかみ合っていないので、ちょっと新保議員、もう一度ちゃんと分かりやすく質問してください。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 要はこの中間機構というのは、集約しているだけの話かなと思っているんですね。僕が貸したいんですって貸しますよって登録しますよね。でもこの登録したところに受け手側がないわけですよ。受け手側がない。ここをずっと置きっぱなしになるじゃないですか、土地。僕貸したいんですけどといった場合に最終的に管理は誰がするのかって話なんですね。ほったらかしにすれば草もぼうぼう生えるしというふうな話なんですけども、これだから制度の話ですわね。結局こういう制度を使えば、じゃあみんなもういいやって、だあってやっとならば、草刈りもするし、お金も何だったらもしかしたらもらえるのかもしれないしとかってなったらそういうふうにしちゃうんじゃないかなってちょっと心配はあるんですけど、実際そういう制度はそのあれというのはどういう基準になっているのかなっていう、制度のルールが知りたい。まだ分からないですか。分かんないんでしたらもう一回説明しますけど、じゃあ課長が中間管理の人だとしますよね。僕、土地、貸します。でも例えばそこから受け手側がないわけですよ。じゃあ管理する側が僕の土地をどうされますか。そんな実態はないのか分からないんですけど。

○議長（山本 定生君） 静粛に。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 先ほど地域振興課長が答弁した内容に補足をさせていただきます。

人・農地プランというプランがありまして、農地をより効率的に農家さんができるようにというので虫食いにこの方とこの方がマッチングして、それぞれの方が個別で頼むと、農家さんがしている場所が入り混じってしまうんです。そうすると、ここをすいて、今度は飛んだところをすいて、別の方がここをすいたりとか、やっぱり同じ場所をすいたり営農するほうが効率もいいですし、農家さんの的にもいいわけです。国はそれを推進しておりまして、その人・農地プランというところの地図も作成しておりますし、さっき言った担い手農家連絡協議会、認定農業者、一番町のほうで農業をしっかりとされている方、大規模にされている方と入って、ここの農地はこの方がしたほうがいいんじゃないとか、この農地はこうしたら、交換したりとかしながら将来的にできるようになればより集約していこうと。その場合に、さっき新保議員がおっしゃった、確かに一番難しいのが水の便が悪い、当たらない、小さい狭小な農地、すくにも機械が今大きいのでなかなかすくことができない、こういうのは嫌がるんですね。ですけど、町としてはそういう困った方もいらっしゃいますし、セットものと言ったらあれなんですけど、広い農地もお持ちだったり、狭い農地をお持ちの方があれば、広い農地も狭い農地もセットで、その近い方、認定

農業者の方の近い方にそれをお願いするような感じで、これもちょっとついでに言って言ったらあれなんですけど、セットでお願いしますという形でマッチングする事業をやっております。年に1回は皆さん集まっていたいて、さっきの集約化する農地が困っている、担い手がいないところを全部一覧表にしていますので、それをリストアップして、ここをどうかしてお願いできないでしょうかという話合いの場を設けております。大体そこで解決することが多いんですけど、どうしても浮いてしまうところもなきにしもならずなんです。そういうときはやはり所有者が農地を管理しないといけないということは、法律で義務づけられておりますので、その方の責任でしっかりその草刈りをしていただくとか、ほかの農地に迷惑をかけないようにしてもらおうというような形になっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。そういう制度がほかにもあるということであれば、全然大丈夫だと思います。

次の質問に参ります。町内の農業者全体の戸数と平均年齢、米農家さんの戸数と平均年齢を教えてください。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 本町の農業者の状況についてお答えいたします。

まず、町内の農業者は271戸で、農業者の平均年齢は73歳ほどでございます。

また、米農家につきましては79戸となっており、その平均年齢は72歳ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） かなり高齢化が迫っておりますけれども、4番の質問に参ります。

若い農業者や新規就農者がなかなか増えていないように思うんですけども、原因は何だとお考えになりますか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 農業は、天候や価格変動の影響を受けやすく、収入が不安定で初期投資が大きいことから就農に踏み出しにくい状況があります。また本町は、農地が小規模であり、分散していることから、希望者が必要な農地を確保しづらいことも原因ではないかと考えております。さらに、繁忙期の長時間作業など、労働負担の面でも若い世代から敬遠される傾向があるのではないかと考えられます。

国では、新たに就農する若い世代を支援するため、就農前の研修期間に交付される就農準備資

金や、就農直後の経営を支える経営開始資金をはじめとした交付金制度が整備されています。これは、認定新規就農者を対象に支援を行い、軽減負担を図るもので、審査までの申請支援を県や市町村で行っています。

今後も、国・県の制度の周知と申請支援に努めるとともに、農業者の支援として、関係機関と適切な情報共有を行いながら、協力関係を築けるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そしたら次の5番の質問に参ります。若い人が農業参入しやすい環境づくりとして、販路の開拓やブランド化、そういった外部の専門家の活用などを取り組んでいくとか、どのように考え、どのように進めていくかというような所見をお伺いできればと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 若い人が農業に参入する環境をつくるためには、地域産品としての価値を高め、安定した収入が得られる農業経営を実現することが重要であると考えています。

まず、販路開拓・ブランド化の取組として、本町では紅はるかの特産品化に向け、町内10店舗と連携し、吉富産紅はるかを使用したスイーツやグルメが満喫できる期間限定のイベント「omoweek」の開催を通じて認知度向上を図っているところです。

また、2年前からは町内の運送会社と連携し、ブロッコリーの販路拡大事業にも取り組んでいます。この取組により、生産者は箱詰めや調整作業などの負担が軽減され、昨年は一昨年と比べて栽培面積が約2倍に増えるなど、参入しやすい環境づくりにつながっていると考えています。

さらに、町が作付を推奨する園芸品目については、資材費などの経費に対して交付する振興作物推進事業補助金など、近隣にはない独自の農業施策も展開しています。

今後も、外部専門家の知見も取り入れながら、販路開拓やブランド化によるふるさと納税返礼品の取組も総合的に進め、今後は、民間企業などからのアプローチにも柔軟に対応し、共同の取組も視野に入れ、吉富産品をPRしていきたいと考えております。

また、現在でも全国的に有名な京都の神社などからも、本町の紅はるかを活用した土産品のオファーも、町長を介し届いております。そういった全国レベルなオファーにも今後柔軟に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。本気で農業の未来をつくるのであれば、例えば紅はるかとか、ほかにも安納芋とかいろいろありますけれども、例えばそういった

ものを掛け合わせたオリジナルの品種をつくるとか、中でも例えば線虫に強いとか、高温に強い紅はるかをつくるとか、耕作放棄地でも簡単にできますよとか、例えばそういったものをある程度つくった上で苗がブランド化していくということで、例えばそれが全国に回って非常に好評だったりとか、そういったことになってくると吉富ブランドとして新たなことが生まれてきたりとか、観光業者だったり、飲食店だったり、ECの販売業者、そういったものも大きく発展していくんじゃないかなという気はちょっとしておりますが、そういった新しい未来のつくり方も考えられるんですけども、未来の吉富町をつくる戦略として、一検討、ちょっと頭に入れていただけたらなと思っております。

では続いての質問に参ります。

アサリ・干潟の再生とウェルビーイングについてお伺いします。

現状、吉富町の干潟、海域とか非常に重要な私は資源だと思っておりますけれども、本町海岸は貝が少なく干潟の生き物、アサリも減ってきています。この現状を町としてはどう捉えて、海・干潟をどのような資源として位置づけているのかお伺いできればと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 吉富町の海岸及び干潟の状況について、議員御指摘のとおり、魚や干潟の生物の減少は、町として深刻な課題であると認識しております。近年は県内外を問わず海の変化が進み、地域の水産業を取り巻く状況は大きな転換期にあります。しかしながら、こうした状況を静観するのではなく、町として海と干潟を地域の重要な資源と位置づけ、地元漁協と密に連携しながら、アサリをはじめとした主要水産物の資源回復に向けた取組を継続しているところであります。現場からは少しずつ回復の兆しが見られるとの声も上がっており、今後も効果検証を行いながら事業を継続・強化してまいります。

併せて、地域の海を守り、その価値を町内外に発信していく取組も進めております。4年前から定期開催をしている魚市では、地元で水揚げされた新鮮な水産物を購入できる場として毎回多くの来場を頂き、吉富町の海を知っていただく重要なPRの機会となっております。

また、3年前からは地元水産物をふるさと納税返礼品として登録し、中でもイカの一夜干しは町を代表する人気商品として定着しつつあります。

さらに、人材面では、本年4月より漁協の担い手候補として地域おこし協力隊員を1名採用するなど、資源対策と人材確保の両面から、持続可能な地域水産業の再生に向けた取組を進めております。

今後も、海域環境の変化を的確に捉え、地域の皆様と共に、海の干潟を再生・活用に取り組むことで、吉富町の貴重な自然資源を次世代に確実に引き継いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員、時間をよく気にしてやってください。

○議員（1番 新保 祐介君） 次の質問に参ります。アサリ増殖の現状と課題について、現在漁協の組合員は何人ですか。また、アサリ増殖には何人の漁業者が関わり、そこに新規参入でアサリがやりたい、増殖やりたいとかっていうふうにするにはどうしたらいいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 現在の漁協組合員の人数については、吉富漁協に確認しましたところ、62名とのことです。

次に、アサリの増殖活動に携わっている漁業者の人数についてですが、アサリ漁業者は現在33名であります。この活動は漁場の環境改善や、資源維持回復を目的としたもので、漁協の主導により、年間を通じて延べ約150人の漁業者が参加していると伺っております。

また、新規に活動へ参入する方法についてですが、アサリの増殖活動そのものは、営利を目的とした漁業行為ではなく、地域資源を守るための共同作業でありますので、漁協との調整は必要となるものの、活動参加に当たっては法的な制限はございません。地域の海を守る取組として、漁協の理解の下で参加いただくことが可能であります。

一方で、新規参入をしてアサリ漁そのものに従事するという意味であれば、これは漁業法に基づき漁業権の対象となるため、漁協の組合員として加入し、規約に基づき漁業権を得ることが必要になります。まずは、吉富漁協の組合員に加入いただき、研修や審査など所定の手続を経た上で漁に従事していただく流れとなります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 実際、吉富町の干潟の管理、増殖活動を担っているという方々が意外と少ないんだなという気がしておりますけれども、既に漁師の方々の平均年齢が72歳か3歳ぐらいと伺っておりますが、高齢化していけば今の枠組みだけでは限界があるんじゃないかなと思っております。例えば、僕もちょっと視察をしてきたんですけども、アサリをそういったエリアを区切って、そのエリアを漁業権を持って管理をするとか、実際干潟を耕すということも含めて、この活用度、来てもらう人たちを増やして漁場をよくするというか、干潟をよくするというようなことでやっているところもありました。そういったことでいうならば、アサリだけの組合をつくるとか、新たなやり方でちょっと違うアプローチも考えてもらえたらなというふうに思っております。

では次の質問に参ります。海の再生の方向性について、漁業者の高齢化が進み、現状のやり方だけでは限界があると思います。干潟・藻場・浅瀬など、多様な生き物のすみかを整えるマルチハビタット再生による魚が育つ海づくりについて、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 議員の御指摘のとおり、漁業者の高齢や人手不足が進む中、従来の取組だけでは十分な効果は得にくくなっています。こうした状況を踏まえ、干潟・藻場・浅瀬といった多様な生き物のすみかを総合的に整えるマルチハビタット再生の考え方は、非常に重要な視点であると認識しております。

また、建設課が行う航路浚渫工事で発生した土砂を活用し、漁場へ覆砂を行うことで、底質の改善や海底環境の再生にも取り組んでおります。

さらに、豊前海沿岸の市町と連携し、2年前から下水処理水を栄養を適度に残した状態で放流する取組を進めております。これは、藻場の回復やプランクトンの再生、ひいては稚貝の育成環境の改善につながると期待されております。

今後も、この取組を単発で終わらせることなく、総合的で持続的な魚が育つまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 総合政策としての環境資源という視点でお答えいたします。

酸素濃度の低い海は魚介類にとっても生きにくい環境のようで、県では海の酸素濃度の低い場所を数日前から予測をし、地図上に赤・黄色・緑・青と色分けした地図データの取組を有明海、筑前海で既に行っており、豊前海でも海水温や塩分濃度、4メートルもの潮位差を考慮した分析に着手をし、2028年システム運用を目指しているそうです。

遠浅な豊前海では、潮の満ち引きだけでは海水が混ざりにくい環境から、移動できる魚介類は酸素濃度の薄い海域から逃れる習性があるそうで、事前にそういった色分けしたことが分かることで、効率的な漁業につながり、漁獲量の増加につながるような取組について、町の底引き網漁業者の協力の下、既に開始しているそうです。

町が計画する取組は、藻場をつくり、増やす活動を通じて吉富沖の海中の環境改善につながる取組を計画しております。

先般11月に吉富沖によく似た状況の大分市の海に潜りました。80メートルほど先に進むと、吉富沖と似た砂質ですが、その手前にはアマモと呼ぶ海草が砂地に、ホンダワラという海藻が岩場に着底しております。ともに波が穏やかで太陽光が差し込む水深の浅いところで広く生息しています。

同様に11月7日ですが、漁協の協力を得まして、海岸から一番近い漁礁付近をプロのダイバーの方と潜り、海の中の様子を撮影しております。

漁業関係者には、大分沖の状況と吉富沖の状況を確認する場を設け、操業に影響しない藻場づくりのアイデア、意見交換を予定しています。

植物プランクトンを餌とするアサリなど二枚貝の放流や増殖等の取組についても、物質循環の観点から効率のよい手法が検討できるような環境づくりの要因になればと思い、着手した次第です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） スキューバダイビングをやられる課長ならではの観点からのお答えありがとうございます。

今回、吉富町でも間伐材を使ったボランティア、海をよくするという事でボランティアを募集されておりますけれども、そういったことで町、地域振興課だけではなく、いろんな課が（ ）の方だったり、未来まちづくり課だったり、いろんな方々が入って、マルチにいろいろ考えて、意見を出し合って進めているのがすばらしいなと思っております。

4番の質問に行きたいんですけども、ちょっと時間がないので、まとめさせていただきます。

非常に今回、第1次産業ということにちょっと目をつけさせていただいたんですけど、一応こういった御意見を頂いて、どうなのかということで町の方々の意見も含めて、今回まとめさせていただきますんですけども、なかなか高齢化が進んでいるので、やっぱり若い人たちがいかにやってもらうのかということにいくのか、それともまるっきりシフトして徐々に徐々に少なくしていくのかという考え方はそれぞれあると思うんですけども、せっかくの資源なので海というものは大事にしてほしいですし、アサリというものはやっぱり吉富町にずっと根づいてきていたものであると思います。そういった食文化を失わないように、ぜひとも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。私自身も、微力ながらいろいろなことを、そういったところに尽力させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 議席番号2番、丸谷です。聞こえますでしょうか。

まず、隣県の大分市佐賀関で起きました170件以上が被害に遭った大規模火災で多くの方々が被災されております。心よりお見舞いを申し上げます。また、直近でも各地で地震も発生していますので、我々も有事に備えていきたいというふうに考えております。

それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

先月11月に当議会としては初の試みで、商工会主催の町の秋の産業祭のブースの一角をお借

りして、町民の方とその場で触れ合える「気ままに・わが町トーク」という形での議会報告会を開催しました。今回の質問は其中で実際に町内外の方と意見交換を行い、特に私が印象的だったことを幾つかピックアップしたものの中から選んでいます。

1つ目です。現在、町では若い世代、子育て世代、新しく家を建てる方などを中心に様々な施策を展開していて、私も町外で複数の方から「吉富町いいですね」とか「次は住みたい」、「引っ越したい」などの声を聞くことがあります。これは町の施策が成功し、多くの方に受け入れられた結果だと感じます。

一方で、それ以外の世代、それ以外の方々でいいますと、質問の①です。40代から60代の子育てが落ち着いた方、単身あるいは御夫婦だけの方などこの世代、つまり現役でばりばりとお仕事をされて町を一番支えている方が実感としてダイレクトに感じるものかというと、要はこういうことだと思うんですね。例えば子育てをしている方は、給食費を負担しなくてよい、子どもが病院にかかっても医療費を払わなくていい、家を建てた方が固定資産税が軽減されるなど、目の前でダイレクトにその恩恵を感じられることが助かるなどか、よかったなという満足感になっていると思うんです。将来若い世代が増え、町が潤えば、回り回って町全体の方々が恩恵を受けられるというふうに思うんですが、まずは、先ほど申し上げたこの世代の方々が同じように暮らしの中で満足感を実感できるような施策をお考えであれば教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） まずは、教育委員会に関する施策についてお答えいたします。

40代から60代の方々にも満足感を実感いただけるよう、スポーツや生涯学習の施策を展開しております。

まず、スポーツ活動では、スポーツ協会のよしとみスポーツクラブ事業がございます。誰でも気軽にスポーツを楽しむことを目的に、平成21年度から小学校の体育館で毎週金曜日夜7時半から9時まで、初心者向けのスポーツレクリエーション教室を行っています。種目はバドミントン、卓球、ソフトバレーボールで、現在はバドミントンを選ぶ方が多く、御家族やお友達、お一人でも気軽に参加され、技術を教え合ったり、試合を通じて健闘をたたえ合ったりしながら、参加者同士の交流を楽しまれています。

また、スポーツ協会の事業でありますスポーツフェスタ・よしとみとして野球、ゴルフ、卓球、バドミントン競技の初心者も大歓迎のスポーツ大会を、日頃おのおので競技を楽しんでおられる皆様の交流の機会になっております。

生涯学習活動としましては、通年の生涯学習教室に多くの40代以上の方にも御参加いただいておりますが、単発の一日教室として、現役世代の参加がしやすいように土日開催としております。令和6年度にはカラーメンタリング講座、本年度は若い世代にも人気の発酵をテーマにした

味噌づくり教室と、町の歴史に関連の深い史跡を訪ねる宇佐市安心院町への歴史教室バスツアーを開催いたしました。

これに加え、来年度からは新たに「住み開き」事業の実施を計画しているところです。この事業は、御自身の趣味や特技を生かして、御自宅や空き家、地区公民館などを活用して教室を主催する方を募り、教育委員会が周知や活動助成を行うことで、町中に人と人、また人と文化の新しい出会い、つながりを生み出す場づくりを目指すものでございます。新しい趣味づくりやコミュニティーづくり、さらには文化のまちづくりの核となる人材の発掘・育成にもつなげてまいりたいと考えているところです。

そして、現在計画中の多世代交流型複合施設の整備後には、これまで以上に充実する図書サービス機能を活用した、交流や地域の絆を深める事業も新たに展開したいと思っております。

これらの取組を通じて、現役世代の皆様がつながり、交流し、生きがいを持って健康で充実した生活を送ることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） それでは、お時間をもう少し頂いて引き続き、町長部局としてのお答えをさせていただきます。

現在、いろいろな分野で世代の方々に施策やサービスの展開を行っているところですが、議員がおっしゃるように、40代から60代の方本人に限定したものであるというのは少ない状況でございます。といいますのも、その世代の多くの方々は家族の中心な役割を担っており、働き盛りの世代であり、いろいろな施策・サービスがその方が扶養している親や子どもなどの家族に対するもの、また所有する不動産などに対するものだったり側面からの応援が多く、直接御自身がサービスを受益しているという感覚が低いと感じられている面があるかと思えます。

併せて、現役でお仕事をされている方が多く、所属する会社などでの福利厚生事業もいろいろとあり、町のサービスに対する要望も少ない傾向がございます。

このような中ではございますが、町では先ほどの教務課長が答弁を申し上げたスポーツの機会や生涯学習講座などの分野は、余暇の時間を活用していろいろなサービスを受ける機会がございます。後ほど具体的に挙げさせていただきますが、それなりのサービスは準備させていただいておりますが、やはり直接満足感を実感できるものは少ないのかなとも考えておるところです。

具体的に現在実施しているサービスと今後やりたいなと思っているサービスについて、御紹介をいたします。

まず、現在行っているサービスとしましては、健康分野では、無料がん検診、带状疱疹ワクチン助成、健幸ポイント事業、介護手当等。交流、利便性、仕事の分野におきましては、ヨシトミ

ガーデンの開催、コンビニでの支払い、LINEでの役場に来なくてもできるLINE手続等、また創業支援。住まいの分野におきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、新築等の3年間固定資産税の援助、空き家バンク事業として、家財処分で10万円、リフォーム助成で50万円、老朽危険空き家解体では30万円等の助成金が活用できるようになっています。

今後取り組みたいと考えておるサービスといたしましては、たくさんございますが、るるありますが、フィットネスジムの設置や、同施設の町内外での利用料の助成、人間ドック・脳ドック・ペット検査の助成、フルムーン的な記念日ツアーの助成、町内外のお風呂や温泉助成券の発行、貸し農園、また北九州や大分方面への通勤電車費用の助成、町内限定の方に限った吉富駅月ぎめ駐車場の設置、セカンドキャリア支援としまして就活相談やマッチング窓口の開設、就活費用助成、就活のための資格取得の助成、さらに空き家改修から賃貸・売却までのお手伝い事業、老朽空き家解体時の固定資産税増額に対する助成、町内に住み続けていただいている方へのリフォーム助成や住み替え助成、引っ越し費用の助成などを考えております。

どれも財源とマンパワーがあれば、ぜひやりたいと考えているサービスでございます。

併せまして、今後いろいろな施策やサービスを検討する上で、その世代の方々のニーズの把握も必要と考えており、今年度から実施しています、町民の皆さんとの町の施策について直接協議をするミライづくり会議、この場での意向調査の実施も現在検討しているところです。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） ありがとうございます。

まず、町の得意としているイベント、そういったところというのは引き続き積極的にやっただいて、若い世代だけじゃなくていろいろな方が満足感を得られるようなイベントをまたやっただいただければと思います。

それから、今副町長からありましたけれど、いろいろ施策をちょっと今お聞きしたんですけど、興味深いといいますか、なるほどなというような施策もありました。それを、さっきおっしゃったように財源も当然ありますので、より効果的なものを、その中のものをピックアップして、ぜひ一つでも二つでも実行していただいて、展開していただければなというふうに考えております。

施策なんですけど、私が例えば一つ提案といいますか、今、デマンドタクシーを町では運用していると思うんですけども、この運用の拡大というか、そういったことをお考えかなというところでいくと、例えば町外への、今は町内だけですよね、それを町内だけじゃなくて町外にもということ、それも限定的に、例えば中津駅にだけ限定でと、そういったことが可能なのかなのか。それから今、年末年始、築上東部乗合タクシーが運行しているんですけど、デマンドタクシーがたしか12月29日から1月3日まで停止をします。もちろんその間というのは、例えば

病院が閉まったりとかいうことでニーズのほうが少ないのかなと思うんですけど、全くニーズがないわけではなくて、もしかしたら買物に行きたいという方もいらっしゃる中で、例えば人員が少なければお昼の、今、朝7時45分から5時までなんですけど、それを台数を3台のものを1台とか2台に減らしてでもお昼の10時から3時とか、そういったところに少し運用を広げるというようなところも含めて、そういったお考えはあるのかなということをお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） デマンドタクシーということで、住民課のほうからお答えさせていただきます。

現在町では、町民の利便性を向上させるために、デマンド型乗合タクシーを町内限定の運行エリアとして運営しております。この取組により、町民の皆様にとって利用しやすい公共交通として一定の役割を果たしているものと認識しております。

運行エリアを中津駅など町外まで拡大することにつきましては、事業費の増加が予測されることや、現在維持している1時間に1本の運行頻度の確保が難しくなる可能性があり、また、タクシー業界への民業圧迫という面があるため、そういった観点から幾つか検討課題があるものと考えております。

町では、町民の皆様からの公共交通に関する御要望を引き続き丁寧に把握しながら、効率的かつ住民目線に立った最善の運行形態を検討しております。

町外運行エリアの拡大につきましても、課題を整理し、住民ニーズを踏まえながら、財政面、運行効率、社会的効果を総合的に考慮し、検討していくことが必要であると考えております。

また、年末年始の運行についてでございますが、現在、デマンドタクシーは平日、土日・祝日の運行を行っております。先ほど議員がおっしゃられていたとおり、年末年始の12月の29日から1月3日の6日間のみ運休しております。

年末年始の運休につきましては、運転手の就業環境やタクシー会社の体制、また、需要の観点等を考慮の上、運休という形を取っております。年末年始に運行することにつきましては、今後の検討課題として捉えておりますが、町民の皆様からの運行を求めるニーズや、新たに運行を実現する際のコスト面や運行頻度と利用者数とのバランスも検討する必要がございます。また、タクシー会社の年末年始の業務体制や運転手の確保状況などを確認する必要もございます。

以上の観点から、総合的に検討し、町民の皆様への利便性向上と財政的な持続性のバランスを考慮しながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） ありがとうございます。デマンドタクシーに関しては、この次の

②の質問にもちょっとつながるところはあるんですけど、この世代の方の中では、企業にお勤めの方が例えば出張で自動車を使わずに首都圏まで出張があるといったときも、家から直接、吉富駅はもちろんあります。吉富駅までちょっと距離がある人もいますけど、ダイレクトで中津駅に行けば30分に1本のソニックに乗って効率よく行けるということもあるので、例えば片道だけでもそれができればすごく利便性があるかなと思いますし、また、今、築上東部乗合タクシーの話もちょっとさせてもらったんですけど、これは幸子から広津を抜けて昭和通りと非常に便利のいい乗り物ですね。ただ、例えば駅から見たときにも、駅まで歩いて行ける方はいいですけど、例えば別府とか界木、高浜などの方が一回駅を介して中津に行くというところでいくと、乗合タクシーにもちょっと遠い、駅まで少し距離があるといったところで、もしそういった地域の方が中津駅にぱっと行きたいなというときに、デマンドタクシーがぱっと使えればいいのかという、食事に行って車を使わずに少しお酒を飲みたいとかいう方がもしそれを活用できればいいというふうに思うのかなというふうに思って、ちょっと提案させていただいた次第です。

それでは、次の②に行きます。定年後住みたい町、移住したい町ランキングなど、話題になることがもう、かれこれ何年もなりますけども、実際住んでみると意外とよくない、こんなはずじゃなかったなどの声を聞くことがあります。これは実際に私が聞いた話なんですけど、自然豊かで美しい町で、それはいいんですけども、都市部に向かうアクセスが不便、大きな病院や商業施設が近くにないで絶対車が必要、つまり立地上の利便性が低いということだというふうに思います。年齢を重ねてくると、この問題はさらに厳しくなると思います。そこでいくと、吉富町は美しい自然もありながらコンパクトシティで利便性も高く、JRの駅もあり、都市部へ行くのも北九州・福岡はJRで1本すぐに着きますし、関西圏までもJR、新幹線と乗り継げば3時間、首都圏に向けても、日本でも有数な、空港県内に2つもあります。要は抜群なアクセスで立地的にも非常に恵まれていると思います。逆に車を持っていない都市部の方がこの町に来やすい環境で、例えば親世代がこの吉富に住んでいたとするとときに、車を持たない都市部の方がいわゆる公共機関ですぐ来れると、このような恵まれた立地と環境をもっとアピールして、多世代の方に住んでいただけるような、そういう施策があったら教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） 今のお答えをさせていただく前に、先ほど丸谷議員のほうから、デマンドタクシーと東部乗合バスの関係のお話が提案いただいたんですが、今お聞きしていて、民業圧迫というお話もあったんですが、せめて吉富町から中津駅まで、帰りは確かに中津のタクシー業者さんを圧迫することもあるかもしれないんですが、吉富側から中津駅までというのはちょっと前向きに、そういったところで検討すべきだなというふうに感じました。

それともう一点、東部乗合タクシーですが、上毛の垂水から幸子古を通して広津を抜けていく

んですが、先ほど言いましたようにその中の何便か、もしくは上毛町でいうと、吉岡を通過して別府から幸子に下りてくるというようなルートを入れていただくと、別府団地の方とか別府の方々もそれに乗れるのかなということで大変いい提案を頂いたので、それは前向きに検討させていただきたいなと思いました。

続いて、質問にお答えさせていただきます。

今御質問の内容なんですが、移住定住施策の対象といたしましては、この周辺地域からだけではなくて、都市部からのUターン、Iターン、Jターンの方々も当然視野に入れる必要がございます。

移住を呼び込む施策としましては、現在本町が行っている全てのサービスも対象となるわけですが、特に先ほど御説明をした既存のサービスとしての生涯学習講座の充実とか、新築や購入家屋の3年間の固定資産税補助、空き家バンク事業での移住者向けの助成、あと町内の未利用町有地の売却、こういったこともかなりのプラスになるのではないかなと考えております。

今後、定年して都市部から移住をしてくるという方へ向けての実施したいサービスとしては、例えば本町に来ていろいろなサービスに対する移住クーポンの発行であったりとか、試しに暮らしてもらおうというお試し暮らし事業とか、先ほど定年した後でもまだまだ働ける方がこっちの地で働けるようなセカンドキャリアの支援であったり、先ほども申しましたが、都会から来る方なので、北九州とか福岡、そっちの方面に月に何回とかいう定期的なお買物電車助成券、そういったものは喜ばれるんじゃないかなと思っていますし、農家をしたことがない方が家庭菜園をしたりするための貸し農園などもプラスになるのかなと考えております。

そういったことが実現できれば、都市部の方にも本町に振り向いてくれるのではないかなと考えております。

また併せて、そういったことをやるということを知ってもらうためにも、町のサービスを分かりやすく一覧にまとめたパンフを作ったり、またそれをSNSなどを活用して広くPRすることも重要というふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） ありがとうございます。もう施策は本当にそういうふうに考えていただいて、ちょっと記事で読んだんですけども、都市部から地方に移住をして、実際生活をしていって、何年かはよかったと。75歳ぐらい後期高齢になってくると結局また都市部に戻ると。戻ると便利がいいからというような事情のようです。もちろん施策が大事です。ただ、立地がもう既にいいと、この吉富町は。その部分の利便性が高い。なので実際に年配の方が住んでも利便性が高いなというふうに我々もそう思います。なので施策とともに、今回の質問でいうアピール、

どういうふうのうちがいいんだということを、住んでいる我々も実は住んでいるのにあまり気づかない、でも町外の人から見ると吉富いいなという声はやっぱり聞くので、これをもっとアピールする手はないのかなということで、そこをちょっともう一度お聞きします。何かアピールするやり方みたいなものがあればお願いします。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） ぱっと思いつくのは、今町がやっている、そういったパンフレットも作ったりしているんですが、もうちょっと端的にそういった方に向けた、移住による吉富町のお得感を全面に押し出したような、目につくようなチラシであったり、パンフレットというものを持って、都会の方々がこっちに来るようなところ、例えば北九州空港であったり、博多駅であったり、小倉駅であったり、そういった方たちがこっちに着いたときに、まず私たちが観光地に行くとか何かいろいろチラシとかを集めて旅行しながらそれを見たりするので、そういった場で配付できるようなものを作って配付をする、置かせてもらう。場合によってはいろいろな雑誌があります。例えば東京のほうに福岡県人会であったりとか、そういった雑誌がありますので、そういったものに積極的にPRをする、また場合によっては、町長のトップセールスとしてそういった場に積極的に参加をしていただいて、そういったところでお配りをする、PRするというのも方法かなというふうには、思いつきで申し訳ございませんが、以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 今おっしゃっていただいたように、足で稼ぐというか、そういったことも非常に大事なことだと思います。例えばアピールというと、目に訴える、さっきの空港とかのもそうですけれど、町がコンパクトなので、今LED看板で宣伝しています、いろいろに入れていただいていますけど、そこに一つアピールする、視覚に訴えることと、今度福岡側から抜けてくるところにもしかしたら何かそういう、LEDかどうかは分かりませんが、目立つようなものを入れて住みよいということで、あつという間ですもんね、通り過ぎると。なので、いろんなアピールの方法がありますので、さっきの足で稼ぐやつ、それから空中戦、いろんなものを使って、ぜひアピールをしていただいてやっていただければと思います。ありがとうございます。

そしたら2つ目の質問です。現在、町では起業の支援や新規事業への支援、町の経済の活性化に力を入れ、よい施策を展開していると感じます。とりわけチャレンジショップの成功例や新規農業支援など、着実に実績も上がっております。

一方、この吉富町で長年地域経済を支えてきた地元事業者に目を向けてみると、例えば吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略というこういうものがあります。この中に第2章、基本目標ごとの取組、基本目標1、「安定した仕事を創出する」の中の（2）の起業、それから事業承継の

支援というそういう欄があります。これは上下2段に分かれていまして、下段なんですけど、こちらは、ちょっと読みますと、「チャレンジショップや空き家・空き倉庫などを活用した創業支援やスタートアップセミナーなどによる指導・助言による創業促進など、関係支援機関と連携した創業前から創業後まで切れ目のない支援に取り組み、若者や女性が起業したくなるような場づくりを推奨します」というふうになっています。この部分は、さっきもちょっと触れましたけど、既にチャレンジショップをはじめいろんなもので成功というか、実績が出ています。それから商工会の若い新規会員さんも増えているというふうに、商工会の会長からも伺っております。

それに対して上段で、ちょっと読みますね、「町内の企業、事業所が安定的な経営の継続や円滑な事業承継を行えるようニーズの把握に努めながら、様々な面から柔軟かつ継続的な支援の充実の強化を図ります」というふうに書かれています。これについては、まだ具体的な支援があまりないように感じますので、例えば事業を引き継ぐタイミングで、もちろん支援の上限は当然お決めいただくと思うんですけど、設備投資や人の採用、それから社員の育成などの資金がかかることに対して支援を行うことで、事業の拡大や時代の変化に対応する力となって継続的な経営ができると思います。そのような事業所が増えることで今後町の経済が発展すると思いますので、それについて何かお考えがあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員、通告に沿って先に質問してもらっていいですか。多分今、2の矢というか、その次のプランに入っているんじゃないですか。多分聞いている人はそれ今言われたのは内容が分かりづらいので、先にこの通告を言った後に言ってもらったほうが多分聞いている方には分かりやすいかと思います。丸谷議員。その後そのまま先ほどの件も含めてというふうに言っていただければ分かるかと思います。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 通告文2番目、事業承継の支援についてということで、現在、町では創業支援による新規事業者の掘り起こし、誘致に重点的に取り組んでいますが、長年地域経済を支えてきた地元事業者が安定的に事業を継続できることが、さらなる地域経済の活性化につながるものと考えます。そこで、事業継承を支援するための施策について聞かせてくださいという通告を、ちょっとかみ砕いてさらに詳しく言ったのが先ほどの件なので、一応流れとしては同じことを話しております。失礼しました。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 全国的に中小企業、小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、後継者不足や廃業増加は本町においても、将来的な課題となると認識しております。

現在、本町では、町単独の事業承継支援制度は設けておりませんが、国や県が実施している支援制度を活用いただけるよう、吉富町商工会と連携して取組を行っております。

福岡県では、事業承継・引継ぎ支援センターを設置し、国・県が実施する事業承継支援の補助

金について周知を行っております。

吉富町商工会では、確認しましたところ、事業承継・引継ぎ支援センターと連携をし、事業承継支援を行っており、福岡県の補助金を活用した町内事業所の実績もございます。また、商工会広報にて会員の方への事業承継支援事業の周知も行っております。現在の商工会員の平均年齢は60歳くらいであり、55歳以上の会員には、事業承継も含め、様々な聞き取りを定期的に行っているそうです。

吉富町では、直接的には事業承継の支援制度はございませんが、使える補助金としましては、町内の事業所を応援する補助金として、吉富町事業者チャレンジ応援補助金や吉富町中小企業経営革新支援事業助成金がございます。吉富町事業者チャレンジ応援補助金は、新規サービスの開始や新商品の開発などの新規事業に取り組むための設備導入等の費用に対して上限50万円の補助金です。

また、吉富町中小企業経営革新支援事業助成金は、新たな経営革新による新技術の開発などの事業を推進する中小企業への助成金として、上限20万円の助成金がございます。

この2つの補助金は、新たな取組を行う場合に使えるもので、世代交代の承継時に、今ある事業をそのまま継続する場合には補助対象には該当しません。代替わりのタイミングで機械の入替えなどを行えば、大きな出費となりますが、現状では補助金の対象とはなりません。議員が言われるように、長年地域経済を支えた地元事業者が安定的に事業を継続することが地域の活性化につながるのとのかえりに共感し、町では支援策を幾つか検討しております。

例えば、議員も言われましたが、吉富町商工会に加入後10年経過した事業所に対してのお祝い金の支給や、長期間町内事業者として御尽力いただいた事業者に対し、世代交代時に同様にお祝い金の支給や、併せて同じ事業内容の継承であっても設備投資を行う場合に100万円くらいの補助を行うなどの前向きな検討を行っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） それに併せまして、今担当課長から将来を見据えた商工会皆さんに寄り添う支援策の答弁もございました。

今後、さらなる財源の確保に向け、努力を重ね、この地域の事業者が円滑に事業を引き継ぎ、地域経済を維持・発展させていくために、本日もこうやって応援の傍聴にも来られておられます商工会会長ほか皆さんとも相談、連携をしながら、町内事業者の後押しを力強く積極的に行いたいと思っております。

併せて、先ほど丸谷議員がおっしゃいましたことに関してですけど、日産自動車、これが神奈川県横須賀市にあります追浜工場が閉鎖を2027年度に行うということを発表しました。こ

れは私どもの町にとってはいい意味でのチャンスかなとも思っております。荻田工場に1,000人規模の増員との報道を受け、関東からの移住者も視野に入れた施策の展開とPRが必要かなとも思っております。

併せて、丸谷議員言われたLED看板、これはなかなか今あるところは信号がございません。ですから今後、くらやの交差点が開通に向けて今工事を順次行っております。ここに町の水路用地がございますね。ここにちょっといい感じのLEDを設置をしたらどうかなというふうに今考えています。いろんな御提案を頂き、本当にありがとうございました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） そうやって人口も増えれば、商工会のほうも、また町内で商売される方も潤うと思います。

ちょっと1点、さっき課長の答弁の中で、御尽力いただいて次世代のところでお祝い金をというところだったんですけど、これって先代の方にお祝い金をということなんだろうかなと思うんですけど、お祝い金というのは、会社の中で考えていただき、どちらかといえば事業を引き継ぐ次世代の経営者の方にその分も含めて、できるだけ大きな支援をしていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） お祝い金を新事業者の方にお渡ししてほしいということでございますが、議員の意見に添えるように今後前向きに検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） また少しお話しさせてもらうと、新規事業はもちろん大変ですけども、事業承継は中にやっぱり伝統とか、それから技術を引き継ぎながら、今後は先代と替わり、自分の色に経営をしていかなければならない。そういう変化の激しい今の時代ですから、そういった今おっしゃっていただいたような支援をしていただくことによって、新しい経営者が大きな勇気もらえるし、やる気も湧いてくるということで、ひいてはこの吉富町の商業、工業、農業等が栄えていくということではないでしょうか。

ちょっとまとめをさせていただきます。今回の2つの質問では、いずれも既に他の市町から見ても羨ましいような施策、成功している施策がたくさんあります。一方、そこに当たらない方々、あるいは物足りなさを感じている方に対して、より効果的な施策を展開することで、幅広く多くの町民が満足を感じ、吉富町いいなと実感できると思います。今後も他の市町に先行して、よりよい施策を考えていただき、吉富町がさらに発展することを期待して、私の一般質問を終了しま

す。

以上です。

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時31分休憩

午前11時40分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 議席番号3番、角畑です。通告文に沿って質問します。

多世代交流型複合施設の基本設計について。

①令和6年12月に策定された基本計画では、2階建てだったものが1階建てに変更になった理由を教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） お答えします。

多世代交流型複合施設の基本計画書は、町民の皆さんが町のリビングとして心地よく過ごせる施設整備の計画方針でございます。地域に根差した様々な住民サービスを提供する場として、あらゆる世代の方々が便利に安心して有意義に利用できる施設づくりをその目標としています。

施設には子育て支援、生涯健幸支援、図書サービスの3つの機能を担当する6つの部署を配置予定で、これら部署に必要な諸室を設け、ゆとりある空間確保のため既存の住民福祉センター「ひだまり」の活用を提案しているところです。

具体的には約3,000平方メートルの複合施設の新築工事、約695平方メートルの住民福祉センター「ひだまり」の改修工事を基本計画に設定し、また整備事業費の財源には町長自ら内閣府への要望に臨み、新地方創生交付金2.0における地方創生拠点整備型というものを活用し、地方創生で目指す将来像を適切に設定をし、現状課題の分析と課題解決の方針として、官民協働により政策連携を持続可能なデジタル社会形成の寄与などというところで掲げているところです。

これよりは、設計事業者の見解を踏まえた答弁内容となります。設計士には質問された方が御不明な点があった場合は、問合せもあり得る旨を伝えております。

基本計画策定後も、吉富町の財政規模に見合った身の丈に合う施設の在り方を継続検討してきました。近年の建設業界は、技能労働者不足や建築資材の価格高騰など、資材価格や供給調達の課題、直近1年の資材物価は、新型コロナ流行直後と同程度以上の上昇が依然として継続する見通しのようでございます。

また、国の統計資料では、本年9月の全国の公共工事請負額は、前年同月比で12.5%の増加、8月の工場及び倉庫では13.6%減少など、資材調達がさらに困難な環境、資材価格の高止まりに加え、設備工事費、労務費、物流費の上昇が影響し、今後も建設物価上昇が見込まれるなど、予算オーバーによる計画中断を避ける上でも、施設規模の見直し、コスト縮減の方法など、関係各課と協議を重ね、計画地周辺の公共施設の今後の在り方や考え方、機能再編という広い視野で再調整を行っております。

結果として、ひだまり再利用を含む施設機能の再配置、必要機能の再整理から、必要な諸室が平屋建てに収まるという見通しから、施設活用における建物床面積の縮減、エレベーター設置の不要、くい工事が不要な下部構造、それから構造躯体量の削減、さらに太陽光発電の設置増加など、将来のランニングコストの縮減が図れることなどから平屋を判断した経緯というところです。

以上、長くなりましたが、設計者を含む平屋の方針変更に至った理由です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 今再調整していますと答弁ありましたが、そもそも変更、2階から1階に変えた変更は、町からの依頼ですか、それとも業者からの依頼ですか、お願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 設計士の方がコンストラクションマネジメントという資格をお持ちの方で、その資格はどういった資格かといいますと、町における都市機能の再編といえますか、そういったところの視点で環境づくりというところを行う資格をお持ちの方で、町が保有する公共建造物といえますか、施設についても、今後集約や再編等が必要であろうと。

ただ、その中では今回2階建てから1階建てに可能な要因が生じたことで、ライフサイクルコストと言うんですけど、建物が設計されて、建築されて、管理されて、焼却するまでの一連の流れを考えても、将来の方々への負担が軽減されるであろうということから、2階建てから1階建てに変更したというところです。

全体的に今申し上げたんですけど、設計士側からの将来の町のことを考えた上での御提案であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 分かりました。

じゃ、次の質問に入ります。2階建ての設計案ではフィットネスジムが盛り込まれていましたが、1階建ての案ではそれが盛り込まれていません。理由をお願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 2点目の御質問についても、設計事業者の見解を踏まえた答弁となります。

町民要望が多かったフィットネスジムについては、取りやめとなったわけではございません。隣接する町に大規模なフィットネス施設があることから、本町としてのそういったフィットネスジムの在り方を検討している段階でございます。

具体的には、既存施設のひだまり2階部分を利用した簡易的なジムや、施設周辺を散歩コースとして遊歩道化するなど、それぞれ町に合った取組というのにも必要だろう。敷地内外を含めた健康増進機能としての在り方を引き続き検討する旨が、設計士の方針でございます。

令和4年度の基本構想において実施したアンケート調査では、回答数が974通、回答率が全体的に32%の回答を頂き、複数選択が可能であった質問形式でございましたので、交流活動の場の充実という項目の中で、フィットネスジムを選ばれる方が複数あったということが実情です。

昨年11月に基本計画の策定に当たり、住民やボランティアの方々へオープン参加形式の住民公聴会を実施しました。

また、本年7月28日、「複合施設に取り入れたいこと」をテーマに、子育て世代の方々も参加しやすいよう、現地とウェブ形式でのいわゆるハイブリッド方式というところでの基本設計への反映することを目的に、「ミライづくり会議」というところで、そのテーマで実施いたしました。

住民公聴会はいずれも夜間の時間帯、90分程度の開催でしたが、記憶では議員については両方ともに不参加だったと思いますが、今さらながらではございますが、フィットネス施設に関する御意見、御要望はその公聴会の中では特段ございませんでした。

以上、設計者の方針を含め、フィットネス施設の整備方針としての答弁といたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） ただいまのフィットネス施設の整備方針について、少し補足させていただきたいと思います。

先ほど新地方創生交付金というものがございますという説明がありました。これは未来まちづくり課長よりも少し触れましたが、地方公共団体が地域の特性を生かし、持続的な発展を進めるために国が支援をする制度というものがございます。

以前は、デジタル田園都市国家構想交付金と言っていました。皆さんも御存じかと思うんですけども。この制度を活用し、頑張っている自治体を、内閣府が全国に対し公表を今しております。

その交付金を私どもの吉富町が獲得をしました。これを活用して多世代交流型複合施設の建設も計画することに対して、今フィットネス関係のことだったんですけども、テレビでよくRIZAPというコマーシャル、御存じかと思う。RIZAPが経営をするchocoZAPというのがあるんですね。小さな、ここを経営をする会社から町のほうに今問合せがっております。

先方のお話では、このRIZAPグループは現在官民連携事業として、健康増進事業を進めており、複合施設建設時にトレーニング設備をはじめ、多様な専門的サービスを提供して、この小規模自治体ではほとんど導入事例のないchocoZAPのフランチャイズの提案を今いただいております。

町の担当課がいち早くこの健幸ポイント事業、これに取り組む姿勢に大変興味を示していただいたところであります。

今後これを導入するかどうかにつきましては、協議を重ね、初期費用や運営費用、また集客ができるかなどを十分に皆さんと検討し、方向性が決まりましたら、再度御説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 誠にありがとうございます。同様に、今町長おっしゃられたライザップと今取組があると言われていましたが、変更になってなくなったものあるいは新たに加えられるものとかがありましたら教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 多世代交流型複合施設の基本計画に沿ったものの中で、当然設計を進める段階でちょっと横文字になるんですけど、アジャイル型といって、課題を解決しながら前に進めていくという方針、取組の仕方があるんですけど、課題を解決しながらその課題に見合うような施設機能というのを備えていくというところで進めております。

基本としては、多世代交流型複合施設の施設内で整備しようと考えている分野については、なくなるものはございません。規模が広くなったり狭くなったりという多少はあるんですけど、それは先ほどの答弁の中でもお話しましたが、身の丈に合う施設づくりと将来負担にならないような施設づくりというところを進める上では、そういった課題改善に取り組みながら、新しいものとして施設の設計の中に反映させていくというところで進めています。

繰り返しになるんですが、基本計画の中で進めているような複合型施設内の整備については、なくなるものはございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） ありがとうございます。最初、課長がくれた設計図を見て、最近目が悪いのでちょっと分かりにくかったんですけど、図書館一択かなと思ったんですよ、最初は。図書館一択だとやっぱり来場者が少ないんじゃないかなって思ったんですよ、最初は。

ある人から言われたんですけど、最近の若い人はスマホですかね、あれで調べるのが多いみたいで、図書館に行くかなという話があったんですよ。それはどう思いますか、課長。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 図書館の在り方も様々考え方があろうかと思います。手にとって読まれる形を好む方もおれば、デジタル図書といたしますか、電子図書でそれを読まれる方も様々おろうかと思います。

そういった図書館ではなくて、図書機能としてうたっているわけなんですけど、図書機能の中では、そういったいろんな方々の多様性といいますか、考え方に合うような仕組みづくりというところも、そういった分野に携わる方々の意見を聞きながら、例えば子育てと図書の融合であったりとか、料理と図書の融合であったりとか、生涯学習と図書の融合であったりとか、様々な分野でそういった図書機能との融合というところが必要であろうと。

確かに携帯、スマホ等で調べるほうが楽なんでしょうが、調べることに意義があり、調べることで身に落ちていくということも他方あるかと思いますので、そういった図書館であるといいなということをご期待しながら進めているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） ここで答弁するつもりじゃなかったんですけども、図書館じゃないんですね。図書館、図書室、そういうのを網羅したような温かな空間を作りたい。そしてやっぱり本を読むということは、人間にとってどれだけ大切なことかという、私実感、もう若いとき全然本なんかもう本当漫画本しか見てなかったんですけども、最近になっていろんな物事に会おうときに、本を読むと不思議と心が落ち着くというか、角畑議員の後ろに座られている議員さんなんか、特に本が好きなんじゃないかなと僕は思っています。

こうした中で、やっぱり絵本の読み聞かせを聞かせながら子育てををするとか、こういう時間の大切さというのも、併せて強く感じておりますので、どうぞその辺を御理解いただいて、皆さんがいろんな意味で活用できる複合施設、そういうことで複合というのをつきます。

今こういうところで御意見いただいていますけれども、ちょっとこれはどうかなということがございましたら、どんどん担当課のほうにおいでいただければ、すぐその場で御説明もできますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 誠にありがとうございます。

それでは、次の3番目の質問に入らせていただきます。9月議会で、町の財政は健全だと言われていましたが、多世代交流複合施設と学童施設の新設に関わる財政的な裏づけについて説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 未来まちづくり課からは、多世代交流型複合施設の財源について説明をします。

整備事業費の財源には、先ほど来申し上げました内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金2.0における地方創生拠点整備型というものを活用した財源運用となります。

交付金の事業計画では、今年度が基本設計、翌8年度に実施設計、9年度、10年度の2年間で解体工事を含む本体工事、4年間の整備予定として、昨年12月に申請をし、内閣府から採択をいただいているところです。

以前、議会全協において報告済みとは思いますが、この交付金は事業費に対する2分の1が補助割合であり、採択では未来都市選定の自治体が優先されるなど、町にとっても大変ありがたいメニューでございます。

1事業の上限額が交付金ベースで10億円、事業費では20億円とする内容であります。4年間で事業費がこの金額内に収まるよう事業を進めているところであります。

年度ごとの事業費等の内訳ですが、今年度の基本設計が事業費3,960万円、そのうち交付金1,600万円、翌8年度の実施設計からは概算といいますか、計画になるわけですが、事業費8,900万円、交付金4,450万円、9年度からの本体工事等が事業費19億7,900万円、交付金9億3,950万円で、事業費の合計が概算ではありますが21億760万円、国から受ける交付金の合計が10億円でございます。

実施設計及び本体工事では、当然起債の活用を想定しており、今のところ一般補助施設整備等事業債、充当率が90%、交付税措置が償還額の30%となる起債を活用する予定としておりますが、基本設計における床面積の減少、それから建物に持たせる機能等が確定したことから、新たに他に財政的に有利な起債や交付金の活用ももちろん検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 私からは、子育て健康課からは学童施設の新設に係る財源についてお答えをいたします。

新たな学童施設につきましては、国、県よりそれぞれ3分の1ずつの補助事業の活用を検討していることから、実質町の負担は対象経費の3分の1となる見込みでございます。

建設費用に関しては概算にはなりますが、木造建築の場合設計費用も含め1億8,000万円ほどとなり、このうち町単独の支出は事業費全体の3分の1に当たる6,000万円ほどとなる見込みとなっております。

加えて既存の学童施設の解体工事費用についても、同一の補助事業の活用が可能であることを確認いたしております。

また、既存の学童施設についても、補助事業を活用して建設をしております。補助金の交付を受けて整備した施設の取り壊し等については、財産処分にあたり、経過年数が10年未満である施設の財産処分には返還金が生じますが、既存施設については解体予定である令和9年度において既に10年を経過いたしますので、財産処分に係る返還金の発生はございません。

学童施設の新設については、当然費用が発生いたしますが、こうした補助事業を最大限に活用し、財政的な負担を最小限に抑えながら、「こどもまんなか子育て全力応援の町」として、子どもたちが生き生きと健やかに成長できることを第一に考え、安心安全に過ごせる居場所の整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 最後に私のほうから施設の建設に伴います町の財政面全般についてのお答えをさせていただきます。

具体的な事業費や財源につきましては、それぞれの担当課長から説明がありましたとおり、各施設の建設におきましては、最大限財源の確保を図り、町の負担を減らす努力をしております。

この多世代交流型複合施設につきましては、以前から計画がなされてきたことでありまして、大きな事業費が生じることはあらかじめ想定をしておりましたので、町の毎年の財政運営の面でも、施設建設後の財政状況に支障が生じないように、計画的に歳出削減や歳入の確保に取り組んできたところでございます。

具体的には、歳出面ではほかのハード事業の内容の精査による事業費や起債の抑制をはじめ、第三者所有などの民間活用やDXなどの新たな取組を含めた様々な分野でのコストの削減を図っております。

歳入面では、企業版を含むふるさと納税の推進や、補助金、特別交付税等の獲得、増額に向けた要望活動など、地道な努力を重ね、歳入の確保にも全力で取り組んでまいりました。

その結果、町債の残高につきましては、ピーク時の令和3年度に比べまして約5億円の減となっております。逆に基金の残高、貯金ですね、基金の残高につきましては、近年最も少なかった

令和元年度に比べまして約6.5億円も増加するなど、ここ数年で状況が大幅に好転をし、最近の物価高騰や人件費の増加の中でも、安定した財政状況を維持できている状況でございます。

このほか、令和5年度には公共施設等整備基金を新設をいたしまして、2億円を積み立てるなど複合施設の建設に向けて様々な財政上の備えを進め、建設費の負担に十分耐え得る力を蓄えてきたという状況でございます。

このように、将来の町の財政に支障が生じることがないように、財政面での裏づけは十分に考慮しながら取り組んでおりますので、どうぞ御安心ください。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 分かりました。財政は安定しているということによろしいでしょうか。

次に、箱を建てるということで維持費とかがかかると思うんですけど、そんなところは計算していますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 当然財政的な裏づけの話をした上で重ねてのお話になるんですが、物を造るときにイニシャルコストというのとランニングコストという考え方は当然持った上で、先ほど少し触れましたが、その建物のライフサイクルコスト、要は焼却する、焼却とか除却するところのことを考えて将来負担にならないような建物を建てていくということが基本でございます。

2階建てになると、荷重に耐え得るために建築くい工事というのをする必要があるので、そういった必要性がないことからイニシャルコストというのが削減ができ、平屋になったことによって、屋根を全体的に使えることで、再生可能エネルギーの利用も最大限できるということから、エネルギー循環というところもつながろうかと思えます。

さらに、2階建てで先ほど凶面の話が出ましたが、当初建物の真ん中あたりに2階につながるエレベーターというのを設置する予定でしたが、それを設置する必要もなくなりましたので、当然設置に必要な経費、それからそれを管理運営するためのランニングコストというのも低減できるのかなというところであります。

町は、複合型施設というのは当然多世代交流型の施設という視点もありながら、かつ防災時の拠点施設というところの視点も持ち合わせております。防災時の拠点施設で一番大事にというか、今の時代で重要視されているのが、電気と通信だろうと思えます。

そういった部分についてもそれを補完できるような施設づくりというところは当然検討しながら立てていくわけですが、そういったものも先ほど課題を解決しながら前に進めていくという進

め方の中で、多少後づけで報告等、そういった場面が出てこようかと思いますが、町はあくまでも将来の方々の負担増につながらないような施設の在り方というところを最優先に考えておりますので、どうかその辺、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今、角畑議員のほうからるる御心配もございましたが、各担当課長より御安心くださいということがございました。御安心くださいと言いましても、何かと心配になる昨今ではあります。そこをしっかりと精査しながら頑張っていきます。

私たちは一番に住民の幸せ、そして温かなまちづくりに向かって頑張っていきたいと思いますので、これからもお力添えをいただければ幸いです。どうもすみません。ありがとうございます。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 誠にありがとうございました。

今、課長が防災で使えると言いました。最近また災害があつて、いろいろなんか住民がやっぱ苦労していると思いますけど、その場所は使うということによろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 新しい施設には、当然そういった視点を持った上で、施設づくりというところを取り組んでおりますので、そういった有事の場面でも、皆さんが有効に使えるようなものを検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 誠にありがとうございました。以上をもちまして一般質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時12分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 昼食後、少し眠くなりますが、気合い入れて頑張りますので、お付き合いのほどよろしくお願いします。

今回は、個人版ふるさと納税の現状と今後の取組についてお聞きします。

2008年からスタートしたふるさと納税は、今や納税者の6人に1人、約1,000万人が利用する制度となりました。寄附を得ようと全国の自治体が返礼品合戦を繰り広げ、日本の自治体の9割、1,600町の市町村及び都道府県が参加しています。総務省は、2004年のふるさと納税実績を発表しました。寄附金額は1兆2,728億円。前年比14%増で、過去最高を記録しました。寄附件数は、前年比0.3%減となりました。僅かながら前年割を起しましたが、1件当たりの寄附金額は、2万1,650円と14%増としております。寄附件数の減少は一見すると失速しているように見えますが、むしろ高単価・高効率化が進んだといえます。返礼品の価格上昇に伴い寄附額の調整や定期便などの利便性を重要視した選択が選ばれた結果だと思えます。ユーザーの動向は、件数よりも質や利便性にシフトしていると思われれます。専門家の今後の見解では、自治体側も高額寄附者や継続利用者への戦略を再構築するべきだということも言われています。

そこで、本町も増額に向け4月からふるさと納税推進室を立ち上げ、現在まで様々な取組を行ってきたと思いますが、現在までの寄附金額、また、件数は昨年と比較した推移を教えてください。そして、新しくこのような取組をしたということがあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（岩井 保子君） ふるさと納税推進室は、今年4月に税務課内に設置された新しいチームです。フットワークのよい新任係長と冷静沈着な新規採用職員の2人が力を合わせ、寄附金額の増加を目指して、日々、熱意を持って奮闘しているところでございます。

まず初めに、これまでの取組についてお答えさせていただきます。

このふるさと納税推進室の新設とともに、今年度から佐賀県有田町に本社を構える株式会社スチームシップを中間事業者として迎え、これまで、さとふるが行っておりました楽天、ふるさとチョイス、ふるなびの3つの専用ウェブサイトの一括管理を新しい中間事業者であります株式会社スチームシップに託し、また、Amazon、ANAのふるさと納税ウェブサイトも新たに導入いたしました。

これまでの取組でございますが、主なものを紹介させていただきますと、まずは、本町の返礼品の多くを占める県産品を中心に内容の充実化を図りました。具体的には、返礼品の登録数を増やし、4月当初は313件であったものが、11月には665件と倍増しております。主力であります寄附金の価格帯が1万円から2万円に対応する返礼品を増やすとともに、高額寄附者を対象とした、より魅力的な返礼品の企画として、先ほど議員もおっしゃいましたが定期便や寄附後に返礼品を選ぶことができます、「あとからギフト」の仕組みを新たに導入いたしました。また、既存の返礼品におきましても寄附者のニーズや市場の需要を反映させ、容量を変更するなど工夫

を凝らしております。

加えて、株式会社スチームシップが一括管理を担う各ウェブサイト上で返礼品の画像加工や文字情報の修正を行い、寄附者が町の返礼品に魅力を感じていただけるようブラッシュアップを行いました。同時に、御寄附いただいた方に返礼品レビューキャンペーンを展開し、実際に寄附をされた方の感想をいただくことで、より共感を呼び起こす仕組みを構築するとともに、お中元、お歳暮をはじめとする季節ごとの特集を組むことで、時期に応じた対応も進めております。今後こうしたキャンペーンを順次増やしていく予定でございます。また、地場産の返礼品の登録数を増やすため、町内の事業所を訪問し、返礼品の企画提案・交渉を進めております。

具体的な例を申しますと、町内の金型製造工場では、異なる分野の取組として淡水魚の養殖と水耕栽培を組み合わせた次世代の循環型有機農業を実現しており、栽培された葉物野菜は既に返礼品として登録をしております。同時に、本業であります金型技術を活かした表札や子どもの手形・足形をかたどったプレートなどのアイテムの開発も前向きに協議を進めているところでございます。また、人気がある地場産の返礼品として、甲イカの一晩干しがありますが、これまで廃棄していたイカの下足や、傷がついて売り物にならないものを「つみれ」として加工し、新たな返礼品として提供できるよう開発を進めております。

この取組では、食品ロスを削減し、SDGsの目標であります、「つくる責任、使う責任」に寄与することができ、同時に地域の食文化と産業の魅力発信にもつながっていくことを期待しております。ほかにも辛子明太子の製造販売を行っている県内の大手事業所と地元事業所とのコラボレーションによる新商品の企画も現在進行中でございます。さらに、町が出資しております株式会社ツクローネにおいては、お酒の販売やイベントへの出店など、現在、自走に向けた新たな事業展開を進めているところですが、このたび、ふるさと納税の返礼品を取り扱う事業を開始し、吉富町産のお米を返礼品として登録しております。これを手始めとして町内の事業所と連携し、お米とのセット商品などの企画も段階的に進めていく予定としております。

現時点では、商品化に至っていないものも多く、寄附金額の増加に直結する成果は十分とは言えませんが、まずは事業者との信頼関係を築くことを優先に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ほかにも、本町のふるさと納税に関する魅力を広く発信するため、地域のフリーマガジン「スマイル」9月号と関東圏を中心に寄附者が多い実績を踏まえ、東京・福岡県人会の会報誌、「東京と福岡」11月号に特集記事を掲載するなどの広報活動も行っております。

このように、返礼品登録数の増加や寄附者の満足度向上に向けて環境整備を着実に進めており、寄附額の増加に向けた基盤づくりを強化しております。今後も試行錯誤を重ねながら、中間事業者や地元事業者と連携し、さらなる寄附額の増加を目指してまいります。

次に、実績でございますが、11月末時点での寄附件数は1,928件、寄附金額は4,872万4,500円で、1件当たりの平均寄附額は約2万5,270円となっております。昨年度の年間実績と比較しますと、件数では63件、金額は1,604万6,500円上回る結果となっており、1件当たりの寄附額もおよそ7,700円増加している状況です。例年と比較しましても、この時期での寄附額は増加しており、その背景としましては、国の制度改正により今年度の10月から各ウェブサイトにおける独自のポイント付与が全面的に禁止となり、この改正を見越して寄附を急ぐ駆け込み寄附が9月に多く見られたことが要因の一つと考えております。しかしながら、私どもといたしましては、これまで申し述べてまいりました様々な取組もよい結果を呼び込むきっかけになったのではないかと受け止めております。また、今年度も個人の方からの高額な御寄附が複数寄せられております。これにつきましては、町長自身が地域の発展や住民の幸せを願う強い思いを持って他方で尽力し、その熱意が広く共有され、皆様との信頼関係が深まり、それがきっかけとなり町への寄附につながるというありがたい御縁をいただくことができた結果であると受け止めております。同時に、企業版ふるさと納税につきましても、この数年来、寄附額の低迷が続いておりましたが、町長には自らトップセールスとして積極的に企業様と対話を行いながら、本町の魅力や本町が重点的に取り組んでおりますSDGsやこどもまんなか、ワンヘルスなどの重要性を伝えていただいております。このトップセールスが功を奏し、一部の企業様からは寄附を検討するお声が寄せられるなど、徐々に回復の兆しが見え始めていると感じております。

以上が、これまでの取組と実績についての現状と認識でございます。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） ふるさと納税は通年で申し込むことができる制度です。この1月1日から12月31日までの1年間で行った寄附額は、所得税や住民税の還付、控除の対象となります。そのため、毎年年収がある程度分かるこの年末にかけての駆け込み寄附が集まる傾向にあります。そのため、毎年年収がある程度分かるこの年末にかけての駆け込み寄附が集まる傾向にあります。そのため、担当課ではこの12月に向けて何か施策は行いましたか。

○議長（山本 定生君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（岩井 保子君） 議員がおっしゃるように、12月末が税の控除を受けられる期限でありますことから、例年でありますと12月は駆け込みで寄附が増える傾向がありました。先ほど申し上げましたとおり今年度は各ウェブサイトでのポイント付与が禁止されるという大きな制度改正により、9月に寄附が集中する状況が見られました。そのため、12月の寄附の増加につきましては、従来傾向とはやや異なる可能性を視野に入れながら取り組む必要があると考えております。

御質問では、新たな取組ということでございますが、まずは、最初の御質問で答えさせていただきました4月からの取組を引き続き着実に実行することが重要であると考えております。そのほか

の具体的な施策といたしましては、過去2年間御寄附いただいた方や、昨年度5万円以上の御寄附をいただいている方で、今年度は、まだ寄附をいただいている方に対し、いただいた寄附金の具体的な用途や成果を紹介しながら本町への応援を呼びかける情報発信を計画しております。国のルールにより直接的な寄附への誘導が厳格に制限されておりますが、吉富町を繰り返し応援いただくリピーターの増加を目指し、誠実で継続的な情報発信を行ってまいります。また、1月4日に開催の二十歳のつどいにおいて、新成人の皆様に対し、ふるさとを応援する方法の一つとしてふるさと納税を紹介し、将来的にふるさと納税を通じて育った町への愛着や支援する気持ちを持っていただくきっかけを提供したいと考えております。残念ながら、現時点では大幅に寄附金の増額につながる起爆剤となるような取組は確立しておりませんが、ふるさと納税推進室では、どんなささいなことでもまずはチャレンジし、寄附金の獲得に向けて頑張っているところがございます。とは申すものの、寄附額を劇的に増加させることは担当職員のみでは到底なし得るものではなく、町全体での連携が不可欠であると考えます。議員の皆様にも、住民の幸せと町の未来を支える施策を推進していくため、寄附金の増加に向けた取組に対し御支援や御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 最初の質問と今の質問で十分取組は理解しました。

物を売るのではなくて、例えばサービスあたりが私の調べたところによると豊前市と中津にも空き家の見回りとか草刈りとか、そのようなことを行っているところがあります。それはなかなかこの金額で、家が小さい場合はいいんですけど、家が多かったりしたら結構費用もかかるので難しいこともあるんですけど、その辺は何か取組ができないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 定生君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（岩井 保子君） 近年、全国的に増加している空き家や高齢者のみの御家庭に対する管理の問題につきましては、本町においても例外ではなく、地域の重要な課題の一つとして認識をしております。

議員がおっしゃられた、町外にお住まいの御親族等がふるさと納税による返礼品として空き家をはじめとする土地や建物の管理、見守りなどを行う仕組みは、寄附者にとっての課題解決につながるだけでなく、自治体としても寄附金の増加を期待できる可能性を持つ点において非常に有意義であると感じております。先ほど議員もおっしゃっていましたが、近隣自治体であります中津市や豊前市におきましても、同様のサービスが返礼品として登録されているという情報も重ねまして導入の可能性を検討したいという気持ちではございますが、御提案のサービスを本町において返礼品として登録するには、現時点では幾つかの課題が存在しており、慎重な判断が必要

であると考えております。

まず、第1に、空き家などの管理サービスは非常に個別性が高いものであり、返礼品としての一般性や汎用性を持たせることが難しい点が挙げられます。寄附者ごとに異なる状況や対応が求められるため、寄附額に応じたサービスの公平性をどのように確保するかといった課題が生じます。また、サービスを提供するに当たって、事業者との連携や業務の質を確保するための体制構築が必要となります。見守りや管理業務は専門性が求められる上に、1つの返礼品として成立させるには住民の信頼を得るための適切な運用や仕組みの整備が必要です。現時点では、そうした基盤が整っているとは言い難く、すぐに返礼品として投入することは難しいのが現状でございます。さらに、返礼品として登録しております中津市や豊前市では、登録はされているものの実績がないという状況にあることも慎重に検討すべき点だと考えております。実績がないということは、寄附者にとっての利用ニーズが乏しい可能性もあるため、導入に当たりましては寄附者のニーズに関する十分な分析や調査が必要であると判断しております。こうした課題を総合的に考慮しますと、現時点では空き家等の管理サービスをふるさと納税返礼品として登録することは実現が難しい状況でございます。しかしながら、地域課題の解決にもつながる可能性を秘めている事業でもありますことから、今後の状況を注視しつつ、他の自治体の実績や制度の具体性を参考に慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今回の返礼品についてのことなんですけれども、確かに私どものもとにもそういうことができないかというような質問も来ております。とても大切なことだなというふうに考えているんですね。だから、それをどう具現化するかというのを、これからも少しずつではありますけれども、少しずつだけでも、やっぱり中身をしっかりと精査して、早め早めの手立てをしていきたいなというふうに思っています。

先ほどのことに振り返るんですけど、担当課長よりちょっとお褒めの言葉もいただいたところなんですけど、そうじゃなくて、この年末にかけ友人たちから「吉富町応援するよ」という強い言葉をいただいて、3名の方から多額の企業版や思いがけずの個人版もいただいたところであります。新年になれば、また吉富町出身の中津市で頑張っておられる会社が寄附をしたいということも先日連絡がありましたし、また東京の大手企業からもビッグな応援をしたいんだという連絡もいただきました。本当に心から感謝をするところでもあります。これからも全力で物心両面において。ただ、お金をくださいなんて私は言っていないんですね。応援くださいと、どんな応援でも構いませんということをお願いした結果がこういうことになっているわけでもあります。この吉

富町応援団の増員に向け、職員とともに、また、議員の皆さんと力を合わせて、これからも頑張  
ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 担当課長、町長、答弁ありがとうございます。なかなか現在、ほ  
かの自治体も様々な取組を行っていて、寄附者から選ばれる町というのになるように我々もやっ  
ぱり一致団結して頑張っていきたいなと思いますので、よろしく願いします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

先ほど丸谷議員が言われたように、議会報告会の中で本町の不登校児、不登校の問題が意見と  
出ましたので今回、質問させていただきます。文部科学省が発表した問題行動・不登校調査で、  
全国の小中学校で2024年に学校を30日以上欠席した不登校の児童数は、前年度から  
7,488人、約2.2%増加しています。35万3,970人となりました。これは過去最  
多です。不登校の増加は12年連続で、10年前と比較すると小学校は5.5倍、中学校は2.2倍で、  
小学校が13万7,704人、中学校は21万人、児童数の全体の3.9%でした。一方、増加率  
は小学校、中学校全体で2.2%と、2023年に比べると大幅に低くなっています。これは、  
それぞれの自治体の教育行政の取組の成果が少しずつ現れていると報告もあります。不登校は子  
どもの抱える多様な問題が複雑に絡み合っているため、解決するには親の協力が不可欠である、  
また、時間がかかる非常に難しい問題です。

そこで、本町の吉富小学校の不登校児の現状と取組をお聞きします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

御質問であったように、文部科学省の公表によれば、全国の不登校児童数は令和6年度の集計  
で、小学校が5.5%増となり、過去最多を更新しております。

本町の吉富小学校における不登校児童数は、令和5年度で16人、令和6年度で16人と横ば  
いで推移していますが、今年度10月末時点で、前年度13人に対し7人と減少傾向にあり、こ  
れは吉富小学校の先生方の日々の丁寧な指導の成果であると評価しております。しかしながら、  
目指すべきは全員登校であり、従来の取組に加え、さらに指導の充実を図ってまいります。

続いて、不登校児童生徒を生まないための取組及び不登校児童生徒への支援について、柱とな  
るものを2つ説明いたします。

1つ目は、不登校児童生徒対策「福岡アクション3」の徹底です。福岡アクション3は、福岡  
県内全ての学校で実践されている不登校対策で、児童生徒の状況を3つのステージに分けて段階  
的に対応する仕組みです。

ステージ1の未然防止では、朝の登校時に「笑顔で出迎え、顔を見て挨拶する」など、日常の

関わり方を明確に示しています。

ステージ2は早期発見・早期対応です。欠席1日目から3日目までの基本的な対応を定めており、例えば、欠席1日での電話による様子の伺いなど、具体的行動を行います。

ステージ3では、きめ細やかな継続的な支援ということで、不登校になった児童生徒に対し、支援チームを組織し、役割を明確にした上で継続的に支援し、学校復帰を目指します。

2つ目は、専門スタッフの活用による関係機関及び家庭連携の強化です。現在、吉富中学校区には、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、吉富小学校、三毛門小学校2校と、吉富中学校が連携して組織的な対応を行っております。通常、県が中学校区単位で派遣するスクールカウンセラーは週4時間となっておりますが、吉富中学校組合の予算により、さらに週4時間を追加して対応しております。また、スクールソーシャルワーカーについても独自に週4時間を雇用し、児童や保護者だけでなく、先生方への研修や相談にも対応し、一定の成果を上げているところです。さらに今年度、本中学校区は県の、児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の指定を受けることができ、専門スタッフの増員が可能となりました。これにより、不登校児童生徒への家庭訪問の同行や関係機関への橋渡しが強化され、多くのケースで支援が進んでいるところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 人数が減っているということは大変よかったですと思います。

そこで、先ほど教育長も言われたように、学校の力も先生たちの力もあるし、教育委員会の力もあるでしょうけれども、教育長は主にこういうのが良かったのではないかなと思うようなことがあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） 先生方一人一人の丁寧な指導も当然成果として挙がる要因ではありますが、専門スタッフの増員による関係機関、家庭とのつながりの強化というのが大きな成果の要因だと私は思っております。この専門スタッフの強化の生活環境改善事業は、単年度措置なんです。今年の成果を県に今アピールし、来年度も継続してもらうようお願いしているところです。将来的には、この専門スタッフの増加が継続して行われるように、町としての支援も考えておるところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） どのようなものが良かったのかということもよく分かりましたし、継続的にこの小学校のときにある程度解決がうまくいけば、それからまたいいのではないかな

と思います。

そこで、学校に行かなくても今、家庭で勉強ができるので、不登校でも問題ではないのではないかと意見もちまたではあります。そこで、現在、多様な学びの場づくり、いわゆる学校以外の学びの制度整備が進み、特にICTを活用しデジタル教科書の普及で、通信環境を整えば家庭でも学習ができるようになりつつあります。このデジタル教科書について一つお聞きしたいと思います。

文部科学省が2030年からデジタル教科書を本格導入する方針と、新聞社がアンケートをしました。全国、主な学校の約6割の教育委員会が学習への影響を懸念し、やはり紙を中心としたものがいいということをアンケートで答えているみたいです。スウェーデンが世界で先駆けてデジタル化を急速に進めた結果、児童の読解力の低下や集中力の欠如が問題となって、2023年に紙の教材へまた戻りました。お隣の韓国でもAIを搭載したデジタル教科書を試験的に導入したが、もう早々に中止を行ったと聞いております。やはり、本を読むというのは大事であり、やっぱり教科によっては、理科とかは3Dの可視化やら英語の場合でもそうなのですが、やっぱり読み書きとかそういうのはデジタルがいいのかなと思ったりするのですが。また、デジタルの場合は障がいのある子どもさんやらの教育には使う必要もあるのかなと思ったり。だから、何が言いたいかと言うと、教育長の、今後、デジタル教科書を2030年に本町の吉富小学校がどのようにこのデジタル教科書に進んでいくのか、今の段階でこの5年間どういふふうな考えをお持ちなのか、ちょっとそこをお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） 議員のおっしゃったように文科省によるGIGAスクール構想により、1人1台の端末環境が整備されました。デジタル教科書は令和6年と以降、段階的に本格導入が進められているところです。多様な学びの対応については、合理的配慮、個別最適化、共同学習等が求められていることから、デジタル活用の必要性は高まっております。しかし、議員も発言されたようにスウェーデン等では紙に戻る動きも拡大しております。その背景には、デジタル中心の教育によって児童生徒の集中力の低下、深い思考、諸事や読解力など、基礎学力の低下など、デジタルが万能ではないという現場の実感があると思われまふ。将来的には、文科省のほうもデジタル教科書とアナログの従来の紙の教科書を各市町村が選択するようになるような方向性というのを聞いております。私どもの考えとしては、デジタル教科書は全ての教科でそろえ、児童が持ってくる学習教材の量を減らし、「書く・読む」ことがぜひ必要な教科に対しては、紙も先生達と相談して教科を選別して用意するという方向性がいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君）　そういうふうに進めていって吉富町の小学校の、中学校もそうですけど、生徒たちが充実した学校生活を送れるようによろしくお願いします。

それでは、最後に教育長に質問します。

教育長は40年以上教育現場に身を置き、様々な子どもたちと関わってきたと思います。社会構造が変化し課題が複雑化する時代において、子どもたちが生きる未来はより不透明で変化の厳しいものになることが予想され、教育政策が果たす役割が日に日に高まっています。教育行政を行う上で、子どもたちの成長にどのような理想像をお持ちかお答えください。

○議長（山本 定生君）　教育長。

○教育長（若山誠一郎君）　お答えいたします。

前回の議会でも申し上げましたとおり、私は、子どもたちが朝目覚めたときに笑顔で「早く学校に行きたい」「友達と会いたい」と思える、そんな学校を目指しております。ですから、なおのこと子どもたちに寄り添い、不登校児童生徒の支援と生まない取組を学校全体で力強く進めていかねばならないと考えております。子どもたちが成長する中で、自ら夢を見つけ、描き、その実現に向けて挑戦すること、そして自分を大切にするとともに、町を愛し、家族を思う心を育むことこそ、教育の根幹であると考えております。それを実現していかなければならないとも思っております。この理念のもと、本町の掲げる「こどもまんなか」の考えをさらに推進し、子どもたちの笑顔と成長を最優先に、安心して通える学校づくり、そして地域とともに育つ教育の実現に努めてまいります。

まず、本町が九州で一番小さい町である強みを活かし、町の「ひと・もの・こと」を教育資源として活用した学びを進めます。その新たな取組として、現在、子ども職業体験フェスティバルの開催に向け準備を進めているところです。この事業では、多様な職業体験や仕事に関するワークショップを通じて、子どもたちが自らの可能性に気づき、将来への夢が芽生えることを期待しております。

今年度は県内外の事業にも参加を呼びかけていますが、次年度以降は町内事業所を中心とした形へ発展させていく予定です。そのワークショップの中には、お金に関することもあり、お金の使い方やお金との付き合い方ができるお話やゲームなどを行う予定です。我が町では、稼ぐという一般的な表現ではなく、社会の作り手になるということを目標に掲げ、将来の吉富町を担う「吉富っ子」を育成するようつなげていこうと考えております。また、先日の防災訓練では、町の声かけにより小学生による防災食の配膳ボランティア、中学生には元ラグビー日本代表、菊谷氏による防災食づくりの指導を行い、予測不可能な危機に対して自ら考え、行動する「生きる力」を育む機会といたしました。

さらに1月には、多くの元プロ野球選手を招いた町としての2回目の野球教室を開催いたしま

す。テレビで応援していた選手から直接指導を受けるという貴重な体験を通して、子どもたちの夢や挑戦する心が大きく育つことを願っております。

学校教育においても、吉富小・中学校は令和元年度から3年間、キャリア教育の研究指定・委嘱地域として取組を進め、小中連携のもと、全教育活動をとおして夢や目標に向けて努力する態度や資質・能力を育成することを図ってまいりました。現在も、町内、近隣の仕事、保護者の仕事を知る体験活動など積極的に行っております。今後も学力向上はもちろん、子どもたちが心豊かに成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育を推進してまいります。どうか、議員の皆さまにおかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 教育長の教育行政に対する意欲がよく分かりました。

最後、意見を言わせてください。

教育長の意欲はよく理解できました。子どもたちが社会構造の変化に柔軟に対応でき、未来を切り開く力を育む教育環境を作っていただきたく思う。今後も期待して、以上、終わります。

.....

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回、大きく3点のことについて質問いたします。

まず1点目、学校教材の保護者負担の軽減についてお尋ねいたします。

現在、算数セットは小学校入学時に保護者負担で購入されています。これを備品化し、保護者負担を軽減することについての見解を求めるものです。

文科省は本年、たしか6月だったと思いますが、保護者負担を軽減することについて通達を出しています。この中で幾つかの実践例を出していますが、その1つに算数セットの備品化がありました。私も以前、この問題で一般質問したことがあります。そこで、今回、再度取り上げることにいたしました。見解をお尋ねする前に、まず、実態についてお尋ねいたします。価格は幾らでしょうか。それから、算数セットを算数の時間で使うと思うのですが、何年生まで使うのでしょうか。

それから、セットの内容については教材会社によって違う場合もあるとのこと。であるならば、セットの中の全てが必要なのでしょうか。あと1点。備品化するとして町負担は幾らになりますか。この4点、お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 令和7年度1年生の場合の単価は4,200円税込でございます。使用は3年生ぐらいまで使用をしているということで確認をしております。すみません。セットの内容につきましては、数え棒であるとかおはじきであるとかという基本的なものに加えて、数字のブロックとかに加えて、あとはいろんな遊びで算数が発展するような要素も加えたセット内容となっております。

最後の質問、すみません。ちょっと聞き漏らしました。

○議員（8番 岸本加代子君） 備品化したら幾ら、町負担は幾らになりますか。

○教務課長（石丸 順子君） 備品化したら町の負担は幾らか。そうですね、4,200円に、1学年大体50人ぐらいなのですが、それに補充用を含めて70個ぐらいはいるだろうということで校長からの話がありますので、すみません。かけ算しますと、1学年で30万円弱、それが3学年必要になってくるかなと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） セットの内容というか、セットの内容というのは、何か会社によって教材会社によって違うそうなのですね。だから、そのセットの中にあるものを全部使うわけではないのではないかなと思っています。だから、その算数セットとして買わなくても、時計なら時計とか、色板なら色板とか、そういう感じでそろえればお金も安くなるのではないかなと思ったのですよね。それで、もしくは分かれば、今使っている算数セットの中身全てを使用しているのかどうかを聞いたかったですけど、分からなければいいです、また聞きましょう。

ということなんですけど、先ほどふるさと納税のときに言われたSDGsですね。だから本当に必要なものを必要なだけ使うというのが大事なことだと思うんですね。だからこの観点からも、この算数セットですね、必要なものを学校でそろえていただいて、それを使っていくというのはどうかなと思っています。

最近のニュースなんですけど、この通達が出た後に岐阜県の海津市、ここでは来年度から算数セット、それから裁縫セット、彫刻刀、この3品の備品化を決めたそうです。この流れは算数セットに関しては、今朝若いお母さんに会ったのでどう思うというようなことを聞いたんですけど、何か自分の知っているところでも備品化するみたいよという話も聞きましたし、流れ的に備品化になるのではないかなと思います。改めて、備品化することについての見解をお聞きいたします。

○教育長（若山誠一郎君） 岸本議員、ちょっといいですか、すみません。通告書の中に、保護者負担を軽減することについての見解とあったんですけど、その続きでいいですかね。

○議員（8番 岸本加代子君） あ、いいです。

○議長（山本 定生君） いいですかね、はい。教育長。

○教育長（若山誠一郎君）　まずは、算数セットの使用についての意義を話させてください。算数セットは、御存じのとおり数や計算を単なる記号ではなく、量として実感させるための大切な基本教材と私は思っております。

目的としては、具体から抽象への移行の橋渡し、そして数を点として捉えるのではなくて、数量感覚で理解するように育成したり、10進法の理解を深めたり、操作活動による確かな理解の形成、そして数学的な見方や考え方の基礎をつくるためにぜひ必要だと私は考えております。教科書の構成も、算数セットの有効な使い方を加味しながらつくられております。

私、中学校で数学やってたんですけど、数学の世界においては、現実の問題を操作とか図とか、そして言語とかの表現を相互に変換させることで、記号的表現、式とかに導くことが有効だ、そしてそれが理解を深め、表現力や問題解決力を高めるといわれている。そのためには、確かに保護者負担もありますが、個人で買うことによって物を大切に、そして会社によって議員がおっしゃられた内容が若干違ったり、年度によって色や形が変わったりしますので、先生の指示が低学年のとき、何色のどういう形のものを何個出してくださいという指示が徹底するんですよ。そのために低学年においては買いそろえて、きちっと名前も一緒に親子で書いて、それを大切にしてほしいなという思いがあります。

以上です。

○議長（山本 定生君）　岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君）　算数セットの意義はよく分かります。必要なものだということが分かります。だからなおさらのこと、それは学校の責任として、行政の責任としてそろえるべきじゃないかなと思うんですね。

自分のものを大切にすること分かります。そしたら、共有財産というか共有化しているものを個人としてどう取り扱うかということの教育にもつながるので、そこは両方だと思います。

今日もう時間もありませんので、これはぜひしてもらいたいということを書いて、次に移らせていただきます。

次は2点目で、デマンド交通の改善についてお尋ねいたします。

3点上げているんですけども、これ3つ一緒に言いたいと思います。デマンド交通については、費用の面も含めて随分利用しやすくなったと認識しています。そうした中、今回は具体的に寄せられた要望についての見解をお聞きしたいと思います。

1点目は、乗車申込みを現在の1時間前から30分前にできないかということです。買物なんかの場合だと自分で調整できるので、1時間前でも全然構わないとおっしゃっていたんですけど、ただ自分で調整ができない、例えば病院に行って待ち時間があって、そして薬をもらって、そし

て申込んで、それから1時間待つというのはとてもきつとおっしゃっていました。これを30分前にできないだろうかという相談がありました。

2点目は、登録の条件緩和の問題です。今は町民にたしか限られております。登録した場合と登録していない場合はどう違うかという、たしか登録している場合は自宅まで迎えに来ていただいて、自宅まで送っていただける、その利点があるわけですね。

私が遭遇した相談者の方は、自宅は吉富町にあるわけです。ところがちょっと事情があって、今は施設のほうに入所していると。そのために住民票を移動しているわけですね。ですけれども、定期的に自宅に帰って、自宅の窓を開けたりもなさるし、郵便局へ行ったり役場に行ったりとか、そういった所用をするんだと。住民に準ずるといような形で、町民に準ずるとかいうような形で、この条件が緩和できないかという相談でした。

3点目は、マルシェなどのイベントが、これイベント会場と言っているけど、具体的には河川敷です、河川敷であるわけですね。高齢者の方は、やっぱりそういったにぎやかなところにも行きたいし、買物もしたいし、いろんなイベントで催されるものも見てみたいと。しかし、とてもじゃないけど行けないと。だから臨時的にでもイベントがあるときに、この会場を目的地にできないだろうかという相談でした。本当に具体的な相談です。

この3点についての見解をお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

まず、デマンドタクシーの予約につきましては、かねてより30分前までの予約とする運用を行っておりましたが、それに伴いまして、配車ルート調整が直前まで定まらないというような事案が発生することがございました。その結果として、お迎えに行く時間が遅くなり、場合によっては30分以上お待たせしてしまうというような事態が発生しておりました。このような状況で、利用される皆様に多大な御迷惑をおかけすることから、令和7年度、今年度より予約時間を1時間前までに変更して運用しております。

この運用は、利用者の皆様の利便性とタクシー会社によるスムーズな配車業務の両方を総合的に考慮し決定したものです。一時的な御不便をおかけするかもしれませんが、利用者の待ち時間の軽減やサービス全体の安定的な運営を見据えた対応でありますことを御理解いただければ幸いです。引き続き、利用者の皆様に安全かつ円滑な移動を提供できるよう努めてまいります。

また、先ほど議員が言われました病院に行くときの帰りの時間が定まらないというところに関しましては、うちのほう問合せがあった場合は、行くときに予約を入れていただいて、それと同時に大体帰る時間というのを目安としていただいて予約を入れていただくようには、お電話、お問合せがあったときにはお答えしております。

2つ目につきましては、自宅が御町内にあるというところで、定期的に帰るというところになります。町の財産が投資されている事業につきましては、町に税金を収めていただいている皆様が利益を享受できる内容であるべきだと認識しております。

そういった観点から考えますと、町内に御自宅をお持ちの方で、何らかの事情により町外にお住みになっている方、そういった方が御自宅の管理などでデマンドタクシーを利用される場合は、町内にある御自宅を事前に登録していただき、御利用いただきたいと考えておりますし、今後そのような対応をいたします。

また、町の発展や観光振興を図る上で、町外の方々にも御利用できるような制度であることも必要であると考えております。

そのため、今年度から、例えば吉富駅で降りてきた観光客の方が古表神社に参拝に行かれるときは、デマンドタクシーの乗車希望時間の1時間前までに予約をしていただければ、登録をしていなくとも300円で目的地まで行けるように既に運用を変更しております。この変更により、現時点では地域内の利便性と町外からの利用促進という両方の課題に対して、一定のバランスが取れた制度となっているものと認識しておりますが、今後も利用状況を注視しながら、町民の皆様からのニーズが届き、さらなる改善点があれば柔軟に対応していきたいと考えております。

それと3点目ですが、イベントの会場が河川敷ということでお聞きしました。

まず、河川敷につきましては、現在は憩いのやかたと、らいおん歯科が最寄りの目的地となっております。今後、かわまちづくり事業で河川敷の公園化が進みましたら、いずれ山国川河川敷を目的地として設置する方向で考えておまして、そのため、現在国土交通省との協議も終わっているところでございます。

デマンド型乗合タクシーは、主に交通弱者の支援を目的として本町が運行しているサービスです。特に高齢者の方や障がいのある方など、御自身での移動が困難な方々の移動手段の確保を最優先事項としております。そのため、目的地の選定につきましては、地域住民の生活に欠かせない施設、例えば医療施設や買物施設、公共施設などを中心に定めています。イベント会場など余暇をお楽しみいただく場所につきましては、その性質上、日常的な生活に必要なとまでは言えない場合が多く、目的地として必ずしも設定する必要が高くないものと考えております。

また、新たな目的地の追加につきましては、タクシー運行の効率性や事業予算、目的地追加による町民の皆様への影響など、総合的な観点から慎重に検討する必要がありますので、臨時的目的地追加を簡易に行うことが難しい状況でございます。

町としましては、交通弱者の移動手段を安定的に維持することを最優先に取り組み、町全体の利便性向上にも努めてまいります。いただいたご意見につきましては、町の交通サービスのさらなる向上を目指す検討材料として、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1点目の病院の待ち時間というか、病院から帰る時間ないんですけども、これが行ったときに予約ができないというか、待ち時間というのは分かりませんよね、病院の場合。患者さんが多い場合もあるし、少ない場合もあるし、そこが問題なんです。

これを今、前は30分だったんだけど、デマンドタクシーを待つ時間が決められた時間内に行くことができずにこうなったというような検討だったんですけども、それを改善するには、じゃ、どうしたらいいかというのを1点お聞きしたいと思います。

後は、2番目は柔軟な対応ということでありがたいなと思います。私も交流人口というんですかね、観光客だとか町を利用してくださっている方、そういった方たちに対してのデマンドタクシーの利用というのも大事だなと思っていたので、執行部からはありがたい答弁いただけたかなと思います。

マルシェの河川敷のことなんですけど、遊びは高齢者にとって健康保持の大事な要素なんですね。だからいずれ考えてくださるということなのでいいんですけども、やっぱり生活の中の高齢者にとってどうなのか。高齢者がたくさん利用していますよね、デマンド交通はね。だからそここのところは、じゃよく考えていただきたいなというふうに思います。

確かに今らいおん歯科のところにあるというのはよく知っていますし、相談者も言っていました、あるんだと。でも、そこからが行けんのよねて言っていましたので、そこら辺はできるだけ早めをお願いしたいなと思います。

先ほど言いました1点目の、そこを改善するには何が必要なのかということだけ答弁お願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 今まで30分前の予約として、先ほど御説明さしあげましたが、1時間前の予約に変更させていただいたところなんです。改善点といたしまして、今タクシー業者のほうにも配車の時間割というところが、今までは回線が1つやったんですよ、それを複数回線できるように改善しております。

それで、配車経路等の安定をできるようにしては来ていますが、まだ30分前に戻すというまでの段階にはいっておりません。今としましては1時間前を確実に守っていただいて、それから徐々にもし時間が短くなるようでしたら改善していきたいとは思っておりますが、今の現状はそのような形になっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 現状、タクシー会社さんがタクシーの台数を増やすというのが大前提なんです。皆さんも時々、御飯食べとか中津のほうに行かれると思うんですけども、タクシーを呼ぶと今はもう来ないんです。

この間、私も出張から電車で帰ったときに、中津駅で1時間待っても来ないんです。結局は通りすがりの友人に乘せて帰ってもらったような状態で、中津駅周辺に行かれますとよく分かるんですけど、タクシー止まってません。特に夜ちょっと飲んだりして10時ぐらいに外に出てもタクシー呼んでも来ないんです。どの会社もそういうふうになっている。これは根本的にここを見直さないといけないなと思っていますので、タクシー会社にはまたそういう要望もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よく分かりました。

3点目に行きます。多世代交流型複合施設「まちのリビング」の基本設計についてお尋ねいたします。

その中の1点目として、学童施設の取壊しについてです。

まず、現学童クラブ室棟の建設年月日、先ほど少し同僚議員の質疑の中で出ましたけれども、これと耐用年数についての報告を求めます。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 既存の学童施設につきましては、平成27年8月より着工し、平成28年2月29日に完成いたしております。

また、耐用年数につきましては、建築物の構造や用途によって細かく定められております。本施設は木造建築物であり、用途としては保育室、育児室に該当いたしますので、財務省令で定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令より、耐用年数は22年と規定されております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在、建設予定中の町のリビングは、多世代の交流を目的としていると聞いております。高齢者の皆さんが子どもたちと触れ合いたいと思い、町のリビングを訪れたとします。しかし、いつもそこに子どもたちがいるとは限りません。学童保育所がそばにあれば、日祝日を除いて子どもたちの声は聞こえるし、遊ぶ姿を眺めることができます。これほど目的にかなった環境はないと思います。

ところが、11月の議会全員協議会でいきなり、学童クラブ室棟を取り壊して小学校運動場に新設するという計画を聞きました。交流というのは、何も子どもとお年寄りが手に手を取って遊

ぶということだけではなくて、子どもたちの声を聞くだけでお年寄り元気になるというような話も聞いたことがあります。だから、町のリビングの目的にかなった本当によい環境だと思うんですね。これをなぜ自ら利用としないのか、とても不思議に思うんですね。

ここでの質問は、すばらしい環境を活用しないことについて、執行部のお考えをお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 多世代交流型複合施設の基本計画に沿って少しお答えさせていただきます。

町のリビングとして利用する、あらゆる世代の方々が、心地よく過ごせ、便利に安心して有意義に利用できる、ゆとりある空間の確保のため、既存施設では住民福祉センターひだまりの活用を提示しているところです。

設計方針に係る部分については、設計事業者の見解を踏まえた答弁内容となります。この基本設計に係る設計士については、先ほどの質問の中でも少し触れたんですが、コンストラクションマネジメントという資格を持たれた方でもあります。この基本設計プロジェクトを進める中、判断材料の少ない事業計画段階で生じる課題に対して、設計や施工の難易度、建築予定地の適合性など、諸条件のそういった条件を整理することを同時に行いながら、その方が有する資格の中で、技術的中立性を確保する役割というの、その資格の中に持たれております。様々な課題の解決を図る、そういった資格者でもあります。

基本設計開始時は、複合施設の計画地内に学童施設を残置する前提として計画を進めていましたが、既存学童の建物だけでは基準となる面積が不足するため、複合施設内にも60平方メートル程度の学童スペースを確保する計画が当初の計画案でございました。

しかしながら、20年から30年のスパンで学童施設を考えると、将来的に増設した部分以外の部分の建て替えを行う必要があり、その際は現在の計画地では建て替えるスペースが確保できない状況との見解です。他の敷地において建て替えを行うとなれば、複合施設内の学童施設が、現状の施設が無駄な施設となる懸念もございました。

また、新たな複合施設を計画するに当たり、既存学童施設を残した計画の場合に、本来必要である屋外の遊び場が非常に少なくなるデメリットも一方でございます。さらに、放課後の児童の小学校からの移動の安全性に対する危惧もその判断の材料の一つのようです。

そうした理由から、改めて学童の在り方を検討した際に、対象児童の移動への安全性を担保でき、かつ学校の校庭を利用できる小学校敷地内への建て替え案を思考され、子どもや親世帯に対する安心感の担保と将来にわたる施設整備を見据えて移設の判断をし、計画にあっては木造でのコスト低減を図るような提案をしているようです。

以上、設計士の方針を含め、町の見解といたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁ですと、学童保育室棟を取り壊して小学校のほうに新設するというのは、それは建設業者の案なんですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 設計士が、複合施設を中心とした町の周辺整備というところの見方から提案がなされたものです。いいですか。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃあ、それはそういうふうに設計業者のほうからの提案だというふうに受け止めます。そこはそれでいいです。

2点目なんですけど、先ほど言われたように耐用年数22年、できて10年ぐらいですよ。十分使用できます。これをなぜ取り壊すのか、本当に不思議です。町の財産です。そして、先ほども言ったんですけど、SDGs未来都市に選定されてますよね。何でこんな大事なものを取り壊すのか、そこも不思議なんです。新しく新設する費用も含めて、私は無駄遣いだと思うんですね、今回の措置は。この無駄遣いということに対してはどのようなふうにお考えですか。もうすみません、時間があまりないので、端的にお願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 無駄遣いというところは、なかなか腑に落ちないんですけど、20年、30年を見据えたところを考えたときに、今の方々の見解も必要ですし、さらに大切なのは、将来その施設を使う側のもの見方といいますか、そういったところが優先されるんじゃないかと。これは設計士側が提案したものに対して、町がそこに、その考え方に賛同して、こういった方向にかじを切り替えしたというようなところであります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） 使う側のというのがあったので、ちょっと学校意見として述べさせていただきます。

情報共有の面で、小学校と学童の情報連携というのは不可欠です。同一敷地内にあると、やはりタイムラグなく、今日帰りの会までにこういうことがあったんですよと学童に伝えられるし、昨日こういうことがあったということは朝、知った上で担任が子どもたちに接せられるメリットがございます。これは、いじめの未然防止にもつながると思います。

また、不登校の観点から行きますと、学童が3時ぐらいから始まりますよね。その間の学童施

設の一つの利用法として、吉富町と上毛町には学習支援センター、昔で言う適応指導教室がございません。豊前市のしゃくなげ教室を利用させていただいております。

もし学童が同一敷地内にあった場合に、なかなか学校の校舎に足が踏み入れられないという子どもたちが、あそこまでなら行けると。不登校の対策の大切な柱として、絆づくりと居場所づくりというのがよく言われます。そういう居場所が一つできるというのは、大きなメリットだというのが近頃の考えの一つの意見です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 学校の中に学童保育所があることを否定しているわけでは全くないんですよ。そういう場合もありますし、よさも分かります。幾つか言いたいんですけども、今の答弁の中で。

まず、庶民感覚じゃないですよ、庶民感覚。使えるものはちゃんと使う。さっきありましたよね、作る責任、使う責任というのが。使うものはちゃんと使う最後まで。そのために努力をするのが本当だと思います。

建設費の問題を同僚議員が言っていましたけれども、何とかの補助金、何とかの交付金、いろいろあります。全て税金です。町の持ち出しではなくても、国のお金も、私たちみんなの税金です。大事に使うべきです。SDG s 未来都市選定都市として、先ほどの答弁は本当に私は残念に思います。

ちょっと私、今の答弁の中から、選定業者のほうがそういったふうなことを言ったということで、ちょっとびっくりしているんですけども、3番目のところに行きますね——2番目ですね。

「まちのリビング」基本構想・基本計画からの大きな変更の民主的手続についてというところに行きます。

基本構想・基本計画というのは町民アンケート、公聴会、そういったものに基づいてつくられたものというふうに認識しております。基本構想・基本計画は、学童保育室棟の取り交わしについては触れておらず、基本計画のプロポーザル入札の配布資料でも、学童保育室棟を残すことを前提とした図が示されておりました、ネットで見ました。

学童の定員が増えたことによる面積の不足、それから屋外ですかね、子育て支援センターの一部を使用していたけれども、それがなくなることによって、それをどうするかという問題が出たというのも聞いてます。そして、子どもたちの屋外の遊び場がなくなる、このことも聞いております。しかし全く納得できません、その理由は。なぜなら、これは初めから分かったことです。そして、図を見たら、ちゃんと学童保育室棟がここにあって、そして解体のあれにも入ってませんでした。

だから、本来、業者さんは、その基本計画に沿って、それをどうクリアするのか、面積の問題、それから遊び場の問題をどうクリアするのかというところで設計する、これが設計者の義務じゃないでしょうか。そして、それを私たちは——私たちというか町は求めた。

一つだけお尋ねしたいんですね。この基本構想・基本計画の内容は、今言ったことを示していますし、それしか読み取れません。これちょっと答えてください。基本設計というのは、基本構想があって、基本計画があって、これに沿う形でなされるものというふうに理解しているのですけれども、それはどうですか。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） その話になる前に、少しだけちょっと私なりの視点をお答え……

○議員（8番 岸本加代子君） 12分しかないので。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 分かりました。

とある社会福祉法人が、未就学児の施設建設について、様々この場でも問答がなされたというのは記憶しています。その際に、ものをつくるときの重要性というのは、よくよくその在り方というのを拝聴しました。施設整備においては、事前の計画であったりとか、建設であったりとか、管理、運営、それから最後の取壊しまで含めたところで十分に考えるべきだなと思ひまして、いろいろな方面で、ものをつくるときの必要性とか重要性というところを感じたところです。

基本設計というのが、基本構想等において、その方向性や指針に必要な事項を整理した上で、建物の構造や配置、基本レイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等をプランし、仕様概要を基本計画として定めたものです。

様々な基本設計図書としてまとめたものは、敷地条件や建物の規模、コンセプトなど条件をリストアップし、ラフスケッチ、平面図などを作成するものですが、一から設計する建築物には当然ですが定価というものがございません。規模や仕様、敷地の条件などにより、建築費用も当然物価高騰の中で変動します。

しかし、どれくらい費用が必要か分からないと、事業計画というものがそもそも立てられませんので、基本計画では大まかな建築費用を把握し、プロジェクト自体の実現性を判断して進行管理しながら、その時々で大幅に予算オーバーをするのではないか、プロジェクト実現ができないのではないかというような視点を基本設計の中に盛り込みながら、正確な概算費用を把握し、現実的な建物の規模、コンセプトというのが特に重要だろうと思います。

基本設計の策定においては、特に運用管理方法であったり、将来の負担、いわゆるライフサイクルコストというところの最適化というのを勘案したような中で設計条件というものを設定するとともに、それぞれの計画、それから関連するつながり、イニシャルコストやランニングコスト等についても比較検討し、後戻りができないような適時適切な打合わせを行いながら、基本設計

というものをつくっていくものだと考えています。

要約しますと、基本構想に基づく施設コンセプトを中心に、利用者や市場性の現状を反映した基本計画というものを策定し、基本計画における施設の特性、それから持たすべき特徴、利用に伴う意見等を基に、敷地要件や予算規模に応じた基本設計というのを策定する段階で、こういった状況になった。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと時間がないので私。（「いや、ちょっと」と呼ぶ者あり）時間オーバーしていいですか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） また、こういう問答で誤解を皆さんに招きかねますので、はっきり言いますけども、私たちは設計士の言いなりになっているわけじゃございません。何のためにプロを雇っているのか。プロというのは、やっぱり将来を見据えたところで、しっかりした考えを私たちに提案をくれるわけですね。私たちはやはり素人——素人というのもなんですけども、なかなか及ばないところに気づきを与えてくれたわけです。なるほどなというふうに腑に落ちました。

こういうところで、じゃあ将来、またこれを取り壊したときに仮設住宅を造らなくちゃいけませんよ、どこにしますか。私たちは後に回したくないんです。責任世代として、今しっかりと考えて行動していきたいと思っております。

だから、くれぐれも誤解のないようお願いをいたします。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一回聞きたいんですけども、時間がないんですね。（「まだあるよ、大丈夫」と呼ぶ者あり）時間がないんです。

もう一つ、今の話を聞くと、建設後僅か10年という学童室棟の取壊し、小学校校庭への新設、学童保育事業の移転を伴う大きな変更です、これは。これはまさしく基本構想・基本計画の変更です。ですよね、変更です。（「分からんやな、あれは」と呼ぶ者あり）大きな変更です、間違いありません。もう一度私は、町民の合意が必要だというふうに思います。

耐用年数を残した建物の取壊しの費用、それから新設、また移転にかかる費用も示して、この基本計画、これでいいのかどうか町民に問うべきだと思います。どうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 学童を所管する課として、私からも答弁させていただきます。

この計画は、町の将来を見据え、住民のニーズに対応していくためには、この建設年度や耐用年数のみで施設の有益性を評価するのではなく、学童保育の利便性や安全性、地域との関わり方など、総合的な判断により適切に施策を進めていく必要があると考えております。

もとより、この既存学童は、子育て支援センターの北側一角の奥まった場所に十分な敷地や建築面積も確保されていない中で、当時建設をされております。当然、運用していくに当たっては、この立地条件や道路事情、学校などの動線なども含め、改良が必要ではないかという意見もありながら、これまで柔軟に対応してきたところです。

また、基本計画・基本構想は、町民アンケートや公聴会の意見を基に策定をし、施設の未来像を示す指針となるものですが、当初の構想や計画に固執するのではなく、計画以降で得られる状況や条件の変化などを踏まえ、より町民にとって適した方策を柔軟に追求することは、当然の責務であり重要なことだと考えております。

学童施設につきましては、小学校敷地内に移転するという方針を検討しておりますが、これは子どもたちの安全性や小学校との連携強化、活動スペースの十分な確保など、多くのメリットを総合的に勘案した結果でありますことを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の執行部の皆さんの答弁というのを考えてみると、基本構想・基本計画があつて、次に基本設計がある。このときに少々のことがあつても、それはいいんだということですよ。

私なんかは基本構想があつて、基本計画は基本構想に基づき、基本設計は基本計画に基づいてなされるものというふうに理解していたんですけど、それは例えば少しのメートルが違つとか、ほんのちょっとしたことではないですよ、そんなことを書いていませんもんね、基本計画には。そういうことですか。つまり基本設計は基本計画に基づかなくてもいいということですか。それに答えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） そもそも表現が適切かどうか分からないんですけど、もの見方、それから捉え方について少し多少見方が違うのかな、または無意識の思い込みといたしますか、そういったものがあるのかなという気がします。

複合施設の中には、子育て支援と高齢者支援と生涯学習支援と図書機能というところが、その施設の特徴として置いてます。そこには学童施設というところはないです。ただ、子育て支援という視点からいくと、そこが幅広く学童というところで捉えたんでしょうが、学童施設と子育て支援というところの視点でいくと……

○議員（8番 岸本加代子君） 私の質問に答えてください。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） はい。そうですね、公聴会に参加された若者からの視点で少し御紹介しますと……

○議員（8番 岸本加代子君） 違います。基本設計は基本計画に沿わなくていいのかどうかというのを聞いてます。（発言する者あり）

○未来まちづくり課長（別府 真二君） ですから、基本計画は基本計画で、町が「まちのリビング」として求めるところの視点を設定していると。その設定に基づいた施設を計画していると。

その中で学童のことは、実際のところ施設要件が足りないので、敷地内の中に増設しなければならない。その増設にあっては、なかなか当初のものと新しいものとの時代の違いがありますので、いずれどちらかが無用なものになるという視点が、今回学童を移転するに当たった経緯というのを聞いています。

特段、学童を施設内から除くというところではなくて、学童は学童の過ごし方があるでしょうし、先ほど教育長も申し上げておりましたが、放課後からの使い方というのが学童であり、放課後よりも以前の使い方というのは、それぞれ子育ての視点で使うといいのかなというところなんです。

○議員（8番 岸本加代子君） いいか悪いかで教えてください。基本計画から逸脱していいんですか。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 基本計画から逸脱したわけではなくて、基本計画はものをつくるときの基本のベースになるもので、それを形として設計として表すものであって、その設計をつくるに際しては、物価高騰であったりとか様々な要件が判断できるので、身の丈に合う施設づくりのためには、町にとって必要な機能を備えたような施設づくりというところを設計図書として表していくというのが町の方針です。

以上です。（「ダブルスタンダード」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 時間がないのでまとめますけど、ちょっと不消化です、私。議論がですね。聞きたいところで何かこう、かみ合わなかったというか、答えてくれと言っているんですけども、何かごまかされた——ごまかされたて悪いですけど、ちょっと言いますね。

現在進められようとしている基本設計には、私は2つの大きな問題があると思っております。

一つは財政に関わる問題です。学童保育室棟はまだ十分に使用できるものであり、新室棟の建設費も含めて、無駄遣いそのものだということです。

もう一つは、行政運営における民主的手続の問題です。学童保育室棟を残すという構想、計画を無視し、つまり町民合意を得ないままに取壊し、小学校に新設事業を移動しようとしていることです。

議会が議決した設計委託料は基本構想・基本計画に沿った基本設計であったはずですが。プロポーザルで選定された業者は、この方向で設計を進めるべきでした。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時43分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

議 長

署名議員

署名議員